

# 都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい」

# 第2期計画

平成23年度～27年度

～人と人とのつながりが実感でき、お互いにささえあえる地域づくりを目指して～

## 素案

皆様のご意見をお聞かせください!



### ■目次■

1 第2期都筑区地域福祉保健計画の目指すもの	1頁
2 計画の策定経過と今後の策定スケジュール	2頁
3 第1期計画の主な取組の振り返り	3頁
4 統計データや区民意識調査結果等から見た都筑区の状況	7頁
5 第2期計画における重点課題と取組の方向性	11頁
6 第2期計画の基本的な考え方	14頁
7 第2期計画の主な取組	16頁
8 地区別計画の策定状況	37頁
意見募集の詳細など	39頁

平成22年12月

都筑区地域福祉保健計画推進委員会  
都筑区役所・都筑区社会福祉協議会



# 1 第2期都筑区地域福祉保健計画の目指すもの

～人と人とのつながりが実感でき、お互いにささえあえる地域づくりを目指して～

少子・高齢化、核家族化の進展、経済状況の悪化、住民の価値観の多様化など地域社会を取り巻く状況は確実に変化しています。また、介護保険法や障害者自立支援法の施行など、福祉保健サービスは、公的なものから民間の多種多様なサービスへと移行するとともに、サービスとして必要なものは自ら選択、契約し利用する方向に変わってきています。

どのようなサービスがあっても、必要な人に情報が届かなければ、利用につながりません。また、サービスが利用できても、周りに知っている人がいない、孤立しているような状況では、豊かな安心した地域での生活とは言えないのではないのでしょうか。もし、ご近所同士のちょっとした付き合いがあれば、情報が届き、サービスを利用できることにつながるかもしれません。親子の遊べる場や高齢者が集える場、地域の情報や課題について話し合いができる機会など、身近な地域でお互いが知り合い、つながりができる場や機会があれば、公的サービスで対応できない困りごとの解決に結びついたり、孤立を防ぐことにつながるかもしれません。

都筑区では、人と人がつながるきっかけである「であい」をつくり、そのうえに「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考えから、「人と人との **であい ささえあい わかちあい**」を基本理念とし、行動していくための「**都筑区地域福祉保健計画（第1期計画）**」を平成18年に策定し、22年度までの5年間の計画として進めてきました。

地域では、「地域情報誌の作成」や「災害時における要援護者の支援」「孤立しがちな高齢者の見守り」、「子育てサロンの開催」など、人と人がつながりささえあっていくための主体的な取組が進められ、第1期計画の取組として大きな成果となっています。一方、第1期計画の目標に向けた取組を通して、また、平成21年度に実施した区民意識調査結果や「地域懇談会」での意見等により、「地域のつながりの希薄化」や「活動や取組の担い手の不足・固定化」、「家族以外の社会的支援が必要な人の増加」が今後取り組むべき課題として明らかになってきています。

第2期計画では、明らかになってきた都筑区の課題に的確に対応できるよう、重点を置くべき課題を明確にし、より焦点を絞った計画とするとともに、第1期計画の取組成果を生かし、都筑区の課題解決に向けた地域の主体的な取組がさらに豊かになることで、「人と人とのつながりが実感でき、お互いにささえあえる地域づくり」を目指していきます。

## ◇地域福祉保健計画とは◇

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、区民、事業者、行政が協働で取り組む計画です。

地域福祉保健計画は、平成15年4月に施行された地域福祉法第107条において、市町村で定めることになりました。横浜市では、区ごとの特性を生かした18区の地域福祉保健計画と、区計画を支援する全市計画を策定し推進しています。



## 2 計画の策定経過と今後の策定スケジュール

第2期計画は、平成23年度から進めていく計画のため、平成21年度、22年度の2年間にわたり、多くの地域住民や福祉保健関係者など幅広い参加により計画づくりを進めています。

### 21年度の策定経過

・平成16年度から継続して開催してきた「地域懇談会」での意見や、各種統計データ、区民意識調査等を踏まえ、**都筑区地域福祉保健計画推進委員会**※において、第2期計画における「重点課題」と「取組の方向性」について検討しました。

● 第2期計画における「重点課題」と「取組の方向性」について検討

地域懇談会での意見

区民意識調査等の結果

各種統計データ等分析

※都筑区地域福祉保健計画推進委員会は、保健・医療・福祉関係者、地域住民代表、学識経験者、行政関係者で構成され、計画の推進及び策定に関する事項について協議を行う組織です。

エリアごとに進行中です!

### 22年度の策定経過・予定

・15の連合町内会自治会エリアごとの行動計画の策定に向け、地域の住民同士が話し合う「地域懇談会」を開催し、地区ごとの目標や取組について検討を進めています。  
・「地域懇談会」での意見を反映し、**都筑区地域福祉保健計画推進委員会**において第2期計画の素案を検討しました。

● 15の連合町内会自治会エリアごとの行動計画の検討  
● 計画素案の検討

### 地域懇談会の開催

・「都筑区の重点課題」を共有するとともに「取組の方向性」をテーマに話し合いを行い、地区ごとの目標や取組について検討



地域懇談会での意見を反映

15の連合町内会自治会エリアごとに開催

## 計画素案について意見募集

・意見募集でいただいた意見を参考にしながら、計画を策定し、2月中旬に発表する予定です。

● 計画の検討

平成23年1月4日(火)～1月25日(火)の期間で区民の皆様からのご意見を募集します。

## 第2期都筑区地域福祉保健計画の発表

● この計画素案の最終ページの郵便はがきを使って、ご意見・ご提案をお聞かせください。



### 3 第1期計画の主な取組の振り返り

第1期計画では、「人と人との であい ささえあい わかちあい」を基本理念とし、7つの目標に向けた様々な取組を行ってきましたが、第2期計画の策定にあたり、第1期計画の主な取組の成果と課題を振り返ります。

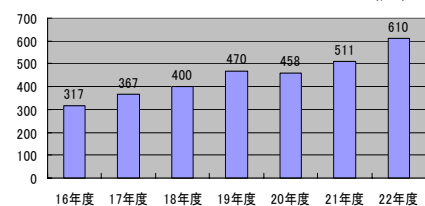
【基本理念】	「人と人との であい ささえあい わかちあい」
【7つの目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉保健活動を推進します</li> <li>②人と人とのつながりを実感できる地域をつくれます</li> <li>③人と人・人と活動を結びつける人材を育成します</li> <li>④健康な暮らしづくりをすすめます</li> <li>⑤子ども・青少年の健やかな成長や自立を支援します</li> <li>⑥高齢者・障害者が安心して、いきいきと暮らせるよう支援します</li> <li>⑦区民、地域、団体、企業等と行政が協働で取り組む体制を充実します</li> </ul>

#### ○「地域懇談会」など地域住民同士が話し合う場の開催

都筑区では、第1期計画の策定を契機に、住民同士が自らの地域の情報や課題の共有と、その課題の解決のための話し合いを行う場としての「地域懇談会」を連合町内会自治会エリアごとに、平成16年度から毎年開催し、現在まで7回開催しています。**毎年の開催を重ね、地域での行事の一部として定着しつつあり、参加者も着実に増加しています（延べ79回開催、延べ3,113人参加）。**

また、自治会町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体など地域の様々な団体や立場の人が定期的に集まり、参加者や参加団体相互の活動状況や地域の情報や課題についての話し合いや連携が行われるなど、地域の団体同士が横につながる組織が活発化した地域もあります。一方、**地域によっては、「地域懇談会」の参加者が固定化してしまっていたり、話し合いが具体的な取組に結びついていかないなどの課題があります。**今後は、話し合いが幅広い地域住民の参加により行われ、具体的な取組へと結びついていけるよう、**地域と区役所、都筑区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）、地域ケアプラザが連携して取り組んでいく必要があります。**

地域懇談会参加者数推移 (人)



地域懇談会での話し合いの様子

#### ○地域課題の解決に向けた地域の主体的な取組の実施

地域では、これまで活発に行われてきたお祭り、盆踊り、運動会や配食サービス、清掃活動、防犯パトロール、防災訓練など地域行事を通じた交流や活動に加え、「**地域情報誌の作成**」、「**災害時における要援護者支援**」、「**孤立しがちな高齢者の見守り**」、「**子育てサロンの開催**」、「**都筑野菜を活用した健康づくり**」、「**福祉のまちづくり**」など「**地域懇談会**」等地域の課題解決に向けた住民同士の話し合いを具体化する主体的な取組が進められました。



第1期計画では、地域（連合町内会自治会エリア）ごとの目標や取組内容を盛り込んだ行動計画を策定したことにより、地域での課題共有や取組への動機づけとなり、地域住民が自らの地域の課題解決に向けた主体的な取組を進めることにつながりました。



孤立しがちな高齢者の見守りの取組  
～からだ地区おもしろネットワーク～

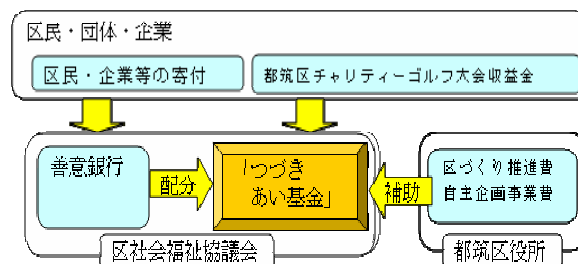
災害時要援護者支援のための防災訓練

今後は、このような地域の課題解決に向けた先行的な取組が区全体に広がっていくことが必要となっています。一方、活動や取組を支える担い手が固定化したり、不足していることが大きな課題となっています。

また、「災害時における要援護者支援」、「孤立しがちな高齢者の見守り」の取組などを通じて、「向こう三軒両隣」といったより身近な近隣でのつながりづくりの必要性が再認識されるとともに、個人情報取り扱いについて、守秘義務や個人情報の保護だけが強調されてしまっていることや、本人同意がなければ情報提供できないことなどが、民生委員児童委員をはじめとする地域関係者と区役所など公的機関との情報共有を進めるうえでの課題となっています。

### ○「つづき あい」基金の設置と活動支援

地域の課題解決に向けた自発的・自主的な活動や取組に対する資金面での支援の仕組みとして、地域、団体、企業、区役所、区社協との協働で、都筑区チャリティーゴルフ大会収益金を原資とした「つづき あい」基金を平成18年9月に設置しました。



この基金を活用し、地域での福祉保健活動の支援や、都筑区地域福祉保健計画のPRを行ってきました。

制度を開始した平成19年度からの4年間で、15団体への活動助成を行い、「地域情報誌の作成」、「災害時の要援護者支援活動」、「障害児・者の避難所体験訓練」、「やさしい日本語による外国人支援」や「公園を活用した子育て支援」など、自治会町内会や市民活動団体など様々な団体による多様な活動が行われました。なかでも、「地域情報誌の作成」、「災害時の要援護者支援活動」、「障害児・者の避難所体験訓練」については、この取組がモデルとなり、他の地域での取組へとつながるなど広がりがあるものとなりました。

一方、開始当初は、毎年度4活動程度への支援を予定していましたが、制度の周知不足や、単年度での支援という制度設計などから、申請する団体が少なくなってしまう

いるという課題がありましたが、平成 22 年度からは、単年度だけでなく、継続した支援ができるよう見直しを図り、多数の団体から申請がありました。今後は、より申請団体を増やせるようきめ細かなPRを行っていく必要があります。

【これまでの助成活動】



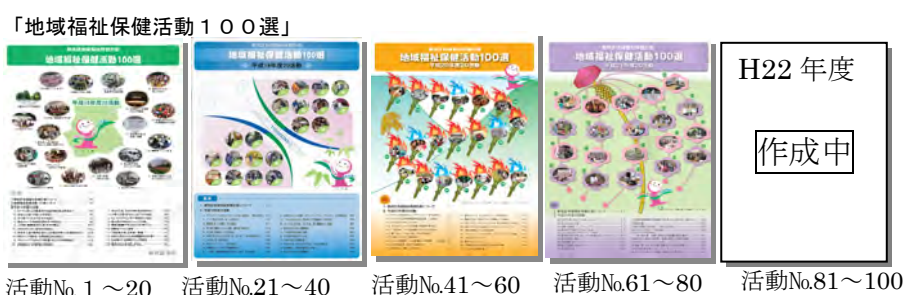
年度	活動名	団体名
19年度	要援護者災害時支援モデル事業	すみれが丘町内会
	ほっと情報誌～池辺町暮らしの便利帳	池辺町連合自治会
	地域活動への参画講座	NPO法人 I Love つづき
	生活習慣病予防を通じた地域交流	都筑むつみ会
20年度	新栄早淵地域支えあい「くらしの便利帳」作成	新栄早淵連合町内会
	「やさしい日本語」ではじめる多文化な街づくり	チャルラス都筑
	防災シミュレーション事業～地域の方々と障害者団体による協働事業～	都筑区障害児者福祉団体連絡協議会
21年度	ふれあいの丘地区生活情報誌の製作	ふれあいの丘連合町内会
	まま まる	都筑冒険あそび場ままるプレイパーク
	えほんでワクワクまちづくり	NPO法人五つのパン
22年度	認知症の正しい知識と理解を出席講座により広げる	NPO法人認知症を考える会
	障がい者と地域がステップアップするための地域ブランド開発事業	NPO法人 I Love つづき
	音楽を通して子ども・青少年の健全な成長と健康な暮らしづくり	アレグロ・モデラート
	市民の相談・支援事業	都筑相談窓口
	ボランティアグループによる地域の助け合い活動	ボランティアグループ”ほほえみの会”

○「地域福祉保健活動 100 選」と計画発表会の開催

「地域福祉保健活動 100 選」は、地域の福祉保健活動状況を区民に広く周知し、共有するとともに、地域で行う活動のアイデア集として活用していただくことを目的に、毎年 20 活動ずつ、平成 18 年度～22 年度までの 5 年間（第 1 期計画期間）に 100 活動を紹介することを進めています。これまでに 80 活動を紹介しました。活動を紹介することにより、活動者の意欲や活動の継続につながりました。

一方、活動紹介が中心であることから、計画を推進する各地域の取組をあまり掲載できないこと、また年 1 回の発行や発行部数が限られていることなど、計画推進に関する取組状況等の情報が地域住民に十分に行き届いていない状況となっています。

今後は、計画のPRをはじめ、計画を推進する各地域の取組状況等の情報を区民全体で共有できるような情報提供が必要となっています。



計画発表会は、地域の福祉保健活動状況を共有し、活動をさらに活発化していくための意見交換の場として毎年 2 月中旬に開催してきました。

開催時のアンケートでは、来場者からは「活動者本人の声が聞けて、実感、説得力があった。」「自分たちの地域でも参考にしたい。」「活動の具体的な進め方がよくわかった。」などの意見を多くいただくなど地域の福祉保健活動状況を共有する機会となるとともに、活動者自身の意欲や活動の継続につながりました。

一方、発表内容が活動紹介を中心としたものとなっているため、今後、計画を推進する各地域の取組を区民全体が共有できる場としていく必要があります。また、地域単位でも取組状況を共有できる場づくりを進めていく必要があります。



計画発表会での活動発表



区民ホールでのパネル展示

## ○計画の周知・PR

計画を親しみやすくするため、マスコットキャラクター「つづき あい」を作成し、計画の冊子や地域福祉保健活動 100 選をはじめ、広報よこはま区版やチラシ等配布物にマスコットキャラクターを掲載し、計画の周知・PRに活用しました。災害時要援護者支援や子育て支援、高齢者支援、都筑野菜を活用した健康づくりなどマスコットキャラクター「つづき あい」を活用した事業ごとのマスコットを作成し、地域福祉保健計画の取組を進める各事業を、わかりやすく周知しました。

また、毎年PR月間を設け、区民まつり、グリーンラインの各駅舎や地区センター、都筑図書館でのパネル展を開催し、周知を行ってきました。

マスコットキャラクター「つづき あい」を活用したPRや地域懇談会、地域福祉保健活動 100 選の刊行、計画発表会などを通じて、区民の間でも徐々に計画が浸透しつつありますが、若い世代や自治会町内会未加入世帯への周知が課題となっています。



【「つづき あい」の仲間たち】



## ○地域支援の体制づくり

区福祉保健センター、区社協職員の地区担当制を進めるとともに、地域ケアプラザと連携し、地域懇談会の開催、子育て支援、災害時における要援護者支援や孤立しがちな高齢者の見守り体制づくりなどの地域の主体的な取組について支援を行いました。また、3者間の連携強化を図るため、情報交換会を定期的で開催するとともに、地域支援のための合同研修会を開催しました。

このほか、区役所責任職が地区担当者として各地区連合町内会議へ参加するなど地域と区役所とのパイプ役として地域との関係づくりを進めることや、福祉保健センター職員が業務的に関係が深い地区ごとの民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）へ参加し、地域の福祉保健課題の把握や民生委員児童委員との連携強化を図りました。

地域との関係づくりは、始められたばかりであり、今後、継続的な関わりあいの中で、信頼関係を築いていくことが必要となっています。区役所と関係機関との連携強化を図り、情報共有化を進め、各地域の状況把握や支援内容・手法を検討していくことが求められます。



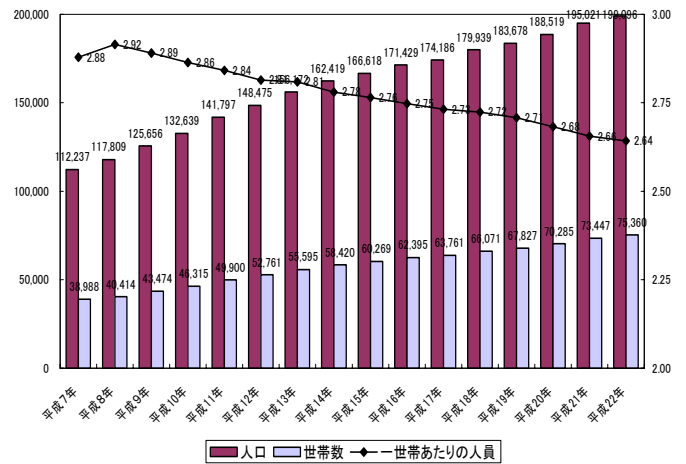


# 4 統計データや区民意識調査結果等から見た都筑区の状況

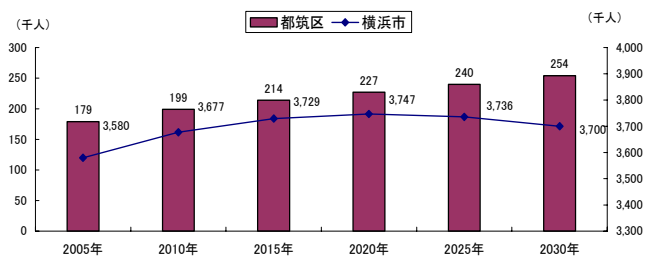
## ○今後も続く人口増加と世帯構成の小規模化

都筑区の人口は、子育て世代の流入により、平成6年の都筑区の誕生以来増加し、平成22年4月に20万人を突破しました。将来推計人口では、**横浜市**の人口は、平成32年(2020年)ごろをピークに減少に転じますが、**都筑区はその後も増加が続くことが予測されています。**世帯構成は、一世帯あたりの人員数は市内では最も多くなっていますが、一方で、**核家族の割合が泉区に次いで高く、一世帯あたりの人員数は年々減少しています。**今後も、核家族化とともに、「夫婦と子ども」世帯が減少し、「夫婦のみ」や「ひとり暮らし」世帯が増加していくなど、**世代にかかわらず、世帯が小規模化していく傾向にあります。**

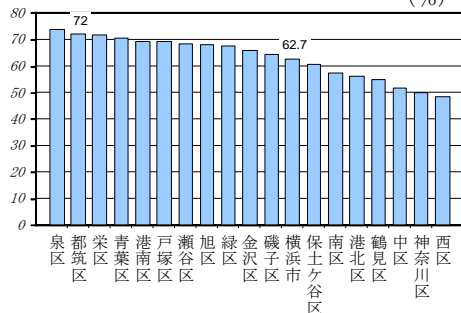
都筑区の人口と世帯数の推移〔各年1月1日現在〕



将来推計人口（平成17年国政調査による人口を基準に推計）



一般世帯に占める核家族の割合 (%)

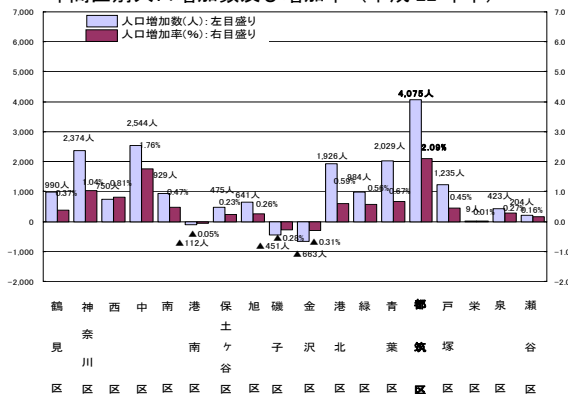


	【2010年】			【2030年】	
夫婦と子供からなる世帯	33,348	45.8%	減	36,917	37.6%
夫婦のみの世帯	14,760	20.2%		23,651	24.1%
男親と子供からなる世帯	889	1.2%	増	1,525	1.5%
女親と子供からなる世帯	3,910	5.3%		5,956	6.0%
単身世帯	15,278	21.0%		23,425	23.8%

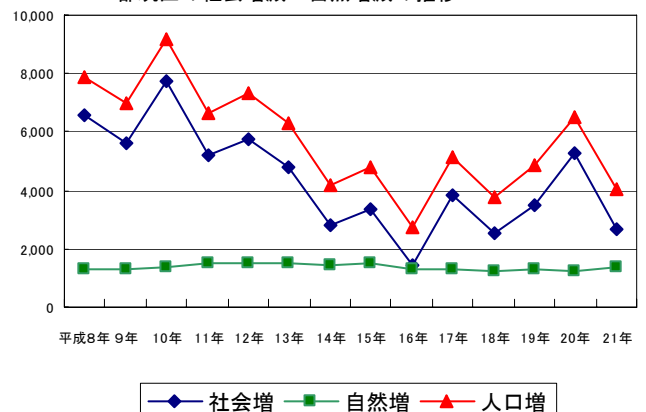
## ○転入者の増加

都筑区は、**人口増加数、増加率ともに市内で最も高い状況となっています。**人口増加の理由としては、**社会増（転入－転出）**によるもので、**自然増（出生－死亡）**が一定数で推移する一方、**社会増は、自然増を毎年上回り、人口全体としては、年平均 6,000 人規模で増加している状況です。**

年間区別人口増加数及び増加率（平成22年中）



都筑区の社会増減・自然増減の推移

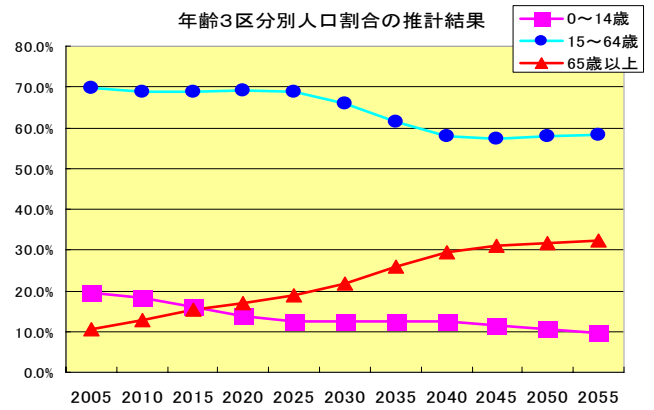
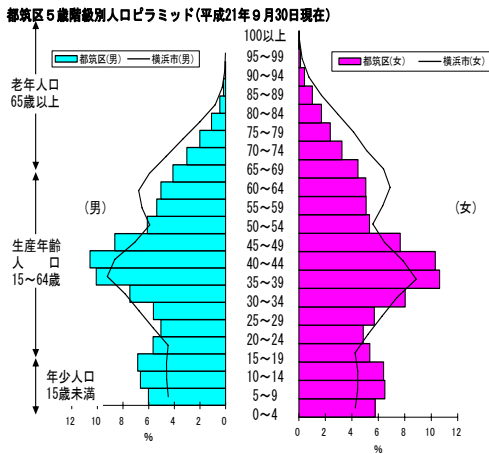
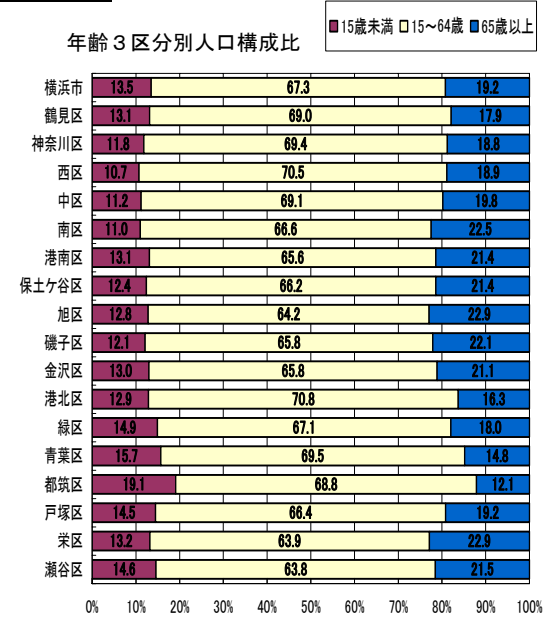




## ○年少人口割合と老年人口割合の逆転と少子高齢化の進展

(H21.9)

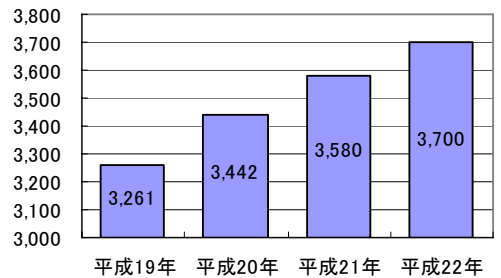
人口構成としては、横浜市全体に比べ、子育て世代の35歳～50歳未満とその子ども世代となる0歳～20歳未満の人口が多く、50歳代以上が少ない状況です。**市内で最も平均年齢(38.0歳)が若く、15歳未満人口の割合(19.1%)が高いことが都筑区の大きな特徴となっています**(H21.9)。推移としては、15歳未満人口の割合は平成16年をピーク(20.0%)に下降に転じ、65歳以上人口の割合は、年々上昇しています。今後は、**15歳未満人口(年少人口)割合と65歳以上人口(老年人口)割合が逆転し、少子高齢化が進んでいくという予測がされています。**



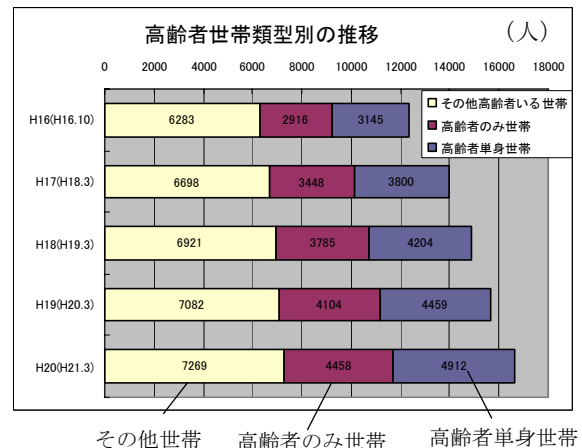
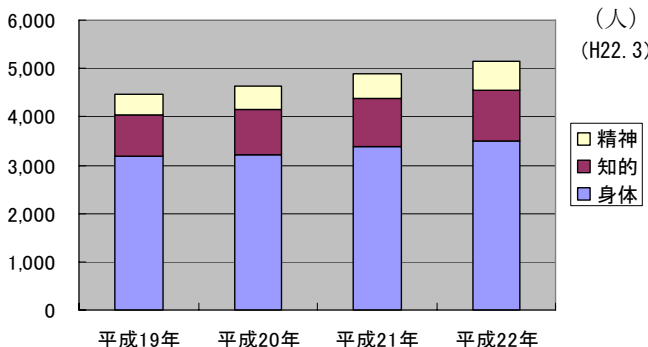
## ○要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、障害者手帳所持者の増加

都筑区の高齢者数は、24,663人で、65歳以上人口の割合は、市内で最も低い12.3%となっています(H22.3)。要介護認定者数は、3,700人で、高齢者に占める割合は、14.4%で年々増加しています(H22.3)。**高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が年々増加しています。また、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者は、いずれも増加傾向にあります。**

(人) 都筑区要介護認定者数の推移 (H22.3)



身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者の推移



## ○地域の状況～日頃の近所づきあい～

平成 21 年度に実施した区民意識調査の結果では、近所づきあいの状況は、「あいさつをする程度」が 44.2%、「立ち話をする程度」が 25.1%で「お互いに訪問しあっている」、「お互い困ったときには助け合っている」を合わせて約 2 割となっています。

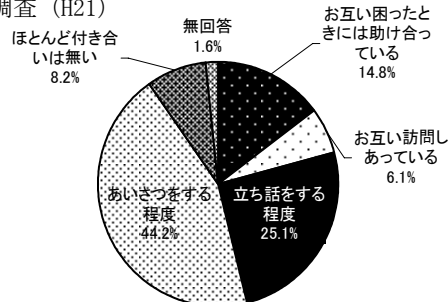
「お互い困ったときには助け合っている」は、「50 歳代」を除き、年代が上がるに従って増加する傾向にあります。また、「20 歳代未満」、「20 歳代」は、日ごろの近所付き合いは希薄で、「お互い困ったときに助け合っている」と「お互いに訪問しあっている」を合わせて約 1 割となっています。特に、「20 歳代」では「ほとんど付き合いは無い」が約 2 割で、他の年代に比べ 10 ポイント以上高い状況となっています。

一方、平成 19 年度の横浜市民意識調査結果では、「地域での交流やつきあいを必要と思う」が 77%という結果もでています。

日ごろの近所づきあいの状況

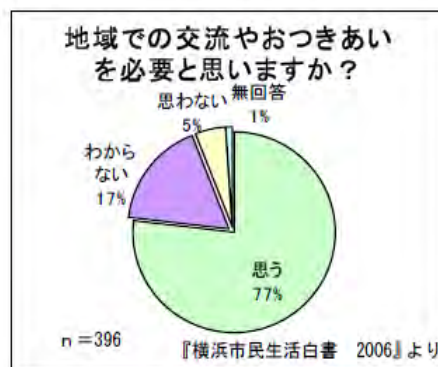
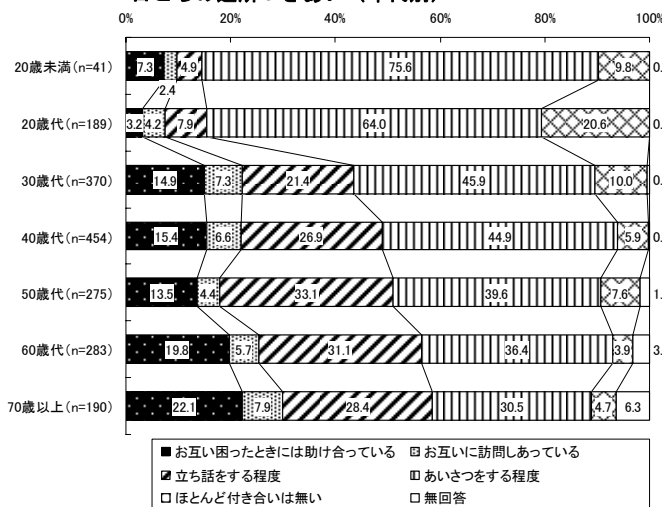
都筑区区民意識調査 (H21)

お互い困ったときには助け合っている	14.8%
お互い訪問しあっている	6.1%
立ち話をする程度	25.1%
あいさつをする程度	44.2%
ほとんど付き合いは無い	8.2%
無回答	1.6%



日ごろの近所づきあい (年代別)

都筑区区民意識調査 (H21)

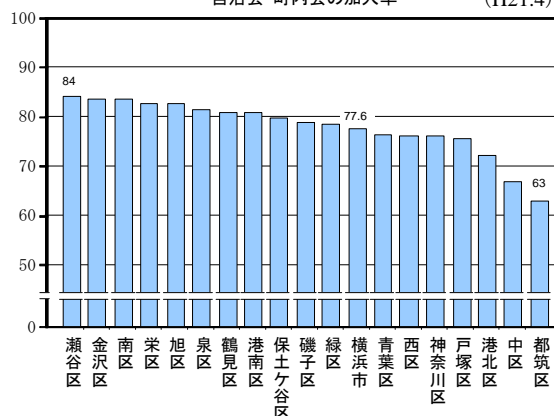


## ○地域の状況～自治会町内会～

都筑区の自治会町内会数は、114 団体、加入世帯数は、47,864 世帯 (H21.11) です。自治会町内会加入率は、63% (H21.4) で、市内で最も低く、横浜市、都筑区ともに年々低下している状況になっています。区民意識調査の結果では、自治会町内会に加入していない理由で、最も多いのは「特に勧誘されていないから」が 39.9%となっています。

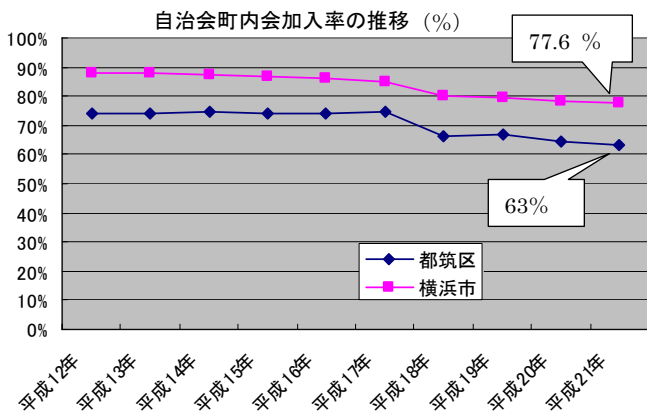
自治会・町内会の加入率

(H21.4)

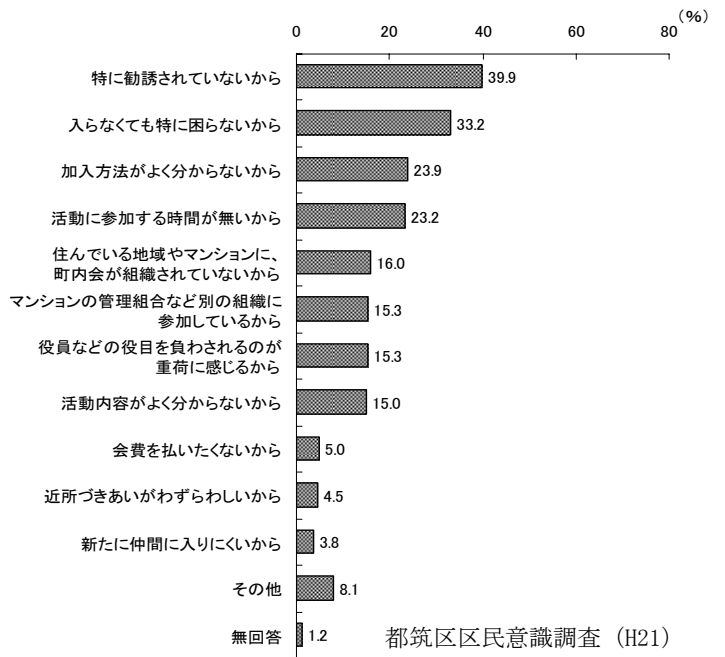


都筑区における自治会町内会団体数・加入世帯数

H21.11.1現在		
	団体数	世帯数
連合町内会(15)加入団体	92	40,668
未加入団体	22	7,196
計	114	47,864



自治会町内会に入っていない理由

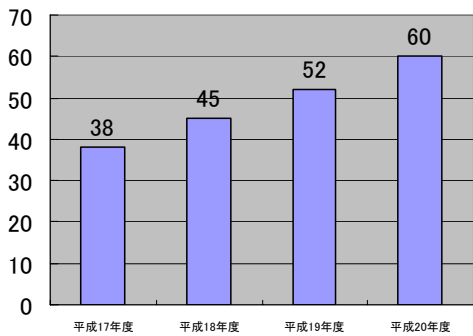


○区内の社会貢献活動の状況

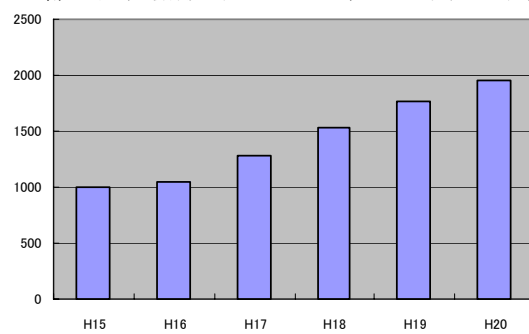
区内のNPO法人数や区社協ボランティア登録者数は年々増加しています。

平成21年度区民意識調査結果では、過去1年間の社会貢献活動については、「活動経験がある人」が26.6%、「活動経験がない人」が73.4%となっています。また、今後の社会貢献活動への参画意向は、「参画したい」が33.6%で、「過去1年間に活動経験あり」と比較すると7ポイント増加しています。

都筑区内NPO法人数の推移 (人)

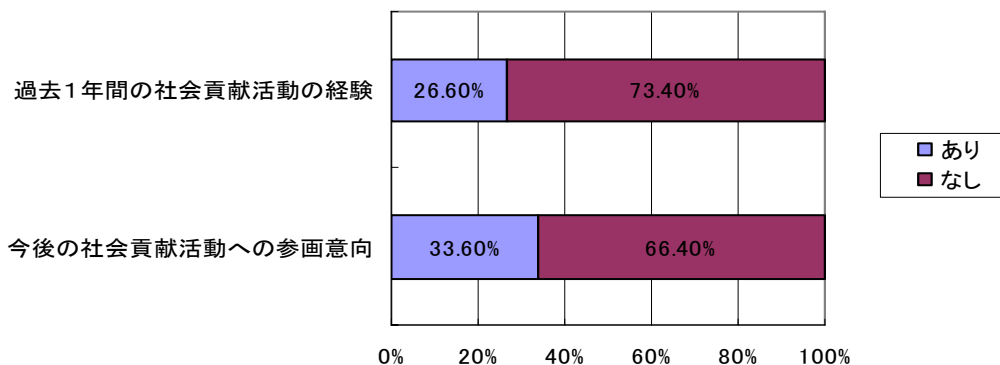


都筑区社協議会ボランティア登録者の推移 (人)



[社会貢献活動の過去1年間の経験及び今後の参画意向]

都筑区区民意識調査 (H21)





## 5 第2期計画における重点課題と取組の方向性

### (1) 今後取り組むべき課題

第1期計画の取組を通して、また、平成21年度に実施した区民意識調査の結果やこれまで各地区で毎年開催してきている「地域懇談会」での意見、統計データ等により「**地域のつながりの希薄化**」や「**活動や取組の担い手の不足・固定化**」、「**家族以外の社会的支援が必要な人の増加**」が今後取り組むべき都筑区の課題として明らかになってきています。

#### 地域のつながりの希薄化

○都市化の進展による**転入者人口の増加**により、都筑区の人口は、平成6年の都筑区の誕生以来増加し続けています。また、区民意識調査では、近所との付き合い方について、「あいさつする程度」と「立ち話をする程度」が合わせて約7割という**希薄な近隣関係を示す結果**となっています。

○**地域の基盤としての自治会町内会の加入率が低下**しています。身近な生活課題を解決するための担い手不足や、未加入世帯へは情報が届きにくいなど**地域コミュニティの構築**にとって大きな課題となっています。

○地域課題を解決していくためには、地域住民、団体、学校、企業等地域の様々な主体が地域の課題を共有し、連携・協働していくことが必要ですが、**地域によっては、共有の場となる話し合いの参加者が固定化**してしまっていたり、話し合いが**具体的な取組に結びついていかない**などの課題があります。

○第1期計画において、災害時における要援護者支援や孤立しがちな高齢者の見守りの取組を実施している地域では、取組を通して、いわゆる「**向こう三軒両隣**」といった**自治会町内会の班（組）程度の範囲での関係づくりの必要性が再認識**されています。

#### 活動や取組の担い手の不足・固定化

○今後急速に進展していく少子高齢化により、庭の草刈、病院への付き添い等介護保険などの制度では対応できない**ボランティアに対するニーズが高まっていく**ことが予想されます。

○地域では、地域行事を通じた交流や活動に加え、「地域情報誌の作成」「災害時要援護者支援活動」「孤立しがちな高齢者の見守り」「子育てサロンの開催」など地域の課題解決に向けた主体的な取組が着実に進められました。このような**活動や取組を区全体に広げていく必要がありますが**、各地区での地域懇談会において、「役員を受けてくれる人が少ないので、固定化してしまっている。」「いつも参加するのは同じ顔ぶれ」「若い世代や自治会町内会未加入世帯の参加が少ない。」などの意見が多くあげられています。また、新たな担い手の発掘、育成が進まないことなどにより、**活動や取組を支える担い手不足、固定化が大きな課題**となっています。



○若い世代をはじめ、定年退職を迎える世代や高齢者など幅広い世代の活動や取組への参加促進が必要となっています。

### **家族以外の社会的支援が必要な人の増加**

○核家族化とともに、「夫婦と子ども」世帯が減少し、「夫婦のみ」や「ひとり暮らし」世帯が増加していくなど、世代にかかわらず、世帯が小規模化していく傾向にあります。世帯構成の変化にともない、これまで家族が担ってきた介護や育児等の機能が低下する中、家庭で子育てしている保護者やひとり暮らし高齢者、障害者など家族以外の社会的支援が必要な人が増えています。

○必要な人に情報を届けることや、地域のつながりから抜け落ちている人をどのように把握すればいいのかが大きな課題となっています。

○民生委員児童委員は、「身近な福祉の相談役」として重要な役割を担っていますが、転入者の増加による新住民の割合が高いことなどにより、活動への理解が進まないことや地域によって負担感が大きいなどの課題があり、活動しやすい環境づくりが必要となっています。

○第1期計画では、「災害時要援護者支援」や「孤立しがちな高齢者の見守り」、「ちょっとした助け合い」などの必要な人への支援の取組が行われた地域がありますが、さらに多くの地域へ取組を広げていく必要があります。

## **(2) 第2期計画における重点課題と取組の方向性**

第2期計画では、明らかになってきた都筑区の課題に的確に対応できるよう、

①地域のつながりの希薄化、②活動や取組の担い手の不足・固定化、③家族以外の社会的支援が必要な人の増加を「重点課題」として位置づけ、次の「3つの方向性」に基づき、取組を進めていきます。

### **【重点課題1】⇒【取組の方向性1】顔の見える地域づくりを進めます**

転入者の増加、近隣関係などの価値観の多様化、自治会町内会加入率の低下などにより地域のつながりが希薄化しています。

地域での「つながり」を大切にして、地域住民をはじめ地域の様々な主体が、連携・協働し、地域課題の解決に取り組んでいけるよう顔の見える地域づくりを進めていきます。

### **【重点課題2】⇒【取組の方向性2】幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げます**

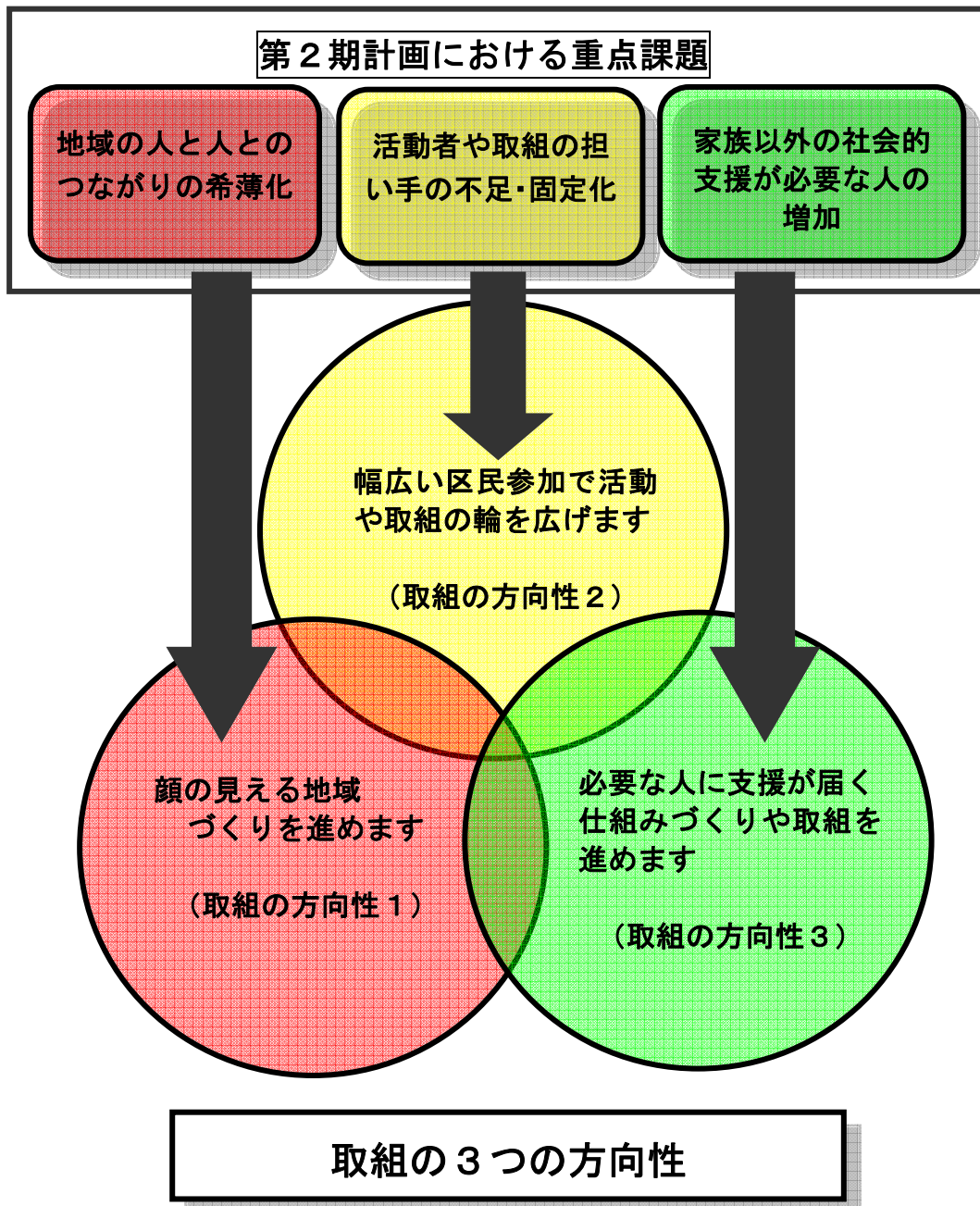
今後の少子高齢化の進展により、ボランティアに対するニーズが高まる一方、活動や取組の担い手が不足・固定化しています。

地域の課題解決に向けた主体的な取組を区全体に広げていくとともに、ボランティアニーズへ対応していけるよう幅広い区民参加により、活動の輪を広げていきます。

**【重点課題3】⇒【取組の方向性3】必要な人に支援が届く仕組みづくりや取組を進めます**

家族機能が低下する中、家族以外の社会的支援が必要な人が増えています。近所づきあいのほとんどない人も見られ、支援が必要な人がますます把握しにくくなっています。

支援が必要な人の把握や、情報提供のあり方等について検討を行い、誰もが支援を受けられるような仕組みづくりや取組を進めていきます。





## 6 第2期計画の基本的な考え方

● 第1期計画の基本理念及び目標を継続します。

第1期計画では、人と人がつながるきっかけである「であい」をつくり、そのうえに「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考え方から、「人と人との であい ささえあい わかちあい」を基本理念とし、7つの目標に向けた取組を進めてきました。地域では、この基本理念を具体化する取組が行われ、区内に「人と人との であい ささえあい わかちあい」が徐々にではありますが着実に広がってきています。

この基本理念と目標は、計画期間5年間で終わるものではなく、誰もが暮らしやすい都筑区を目指すうえで、普遍的・永続的なものとなっているため、第2期計画においてもこの基本理念と目標を継続します。

**【基本理念】**

「人と人との であい ささえあい わかちあい」

**【7つの目標】**

- ①地域福祉保健活動を推進します
- ②人と人とのつながりを実感できる地域をつくります
- ③人と人・人と活動を結びつける人材を育成します
- ④健康な暮らしづくりをすすめます
- ⑤子ども・青少年の健やかな成長や自立を支援します
- ⑥高齢者・障害者が安心して、いきいきと暮らせるよう支援します
- ⑦区民、地域、団体、企業等と行政が協働で取り組む体制を充実します

● 計画期間は、5年間（平成23年度～27年度）とします。

横浜市の地域福祉保健計画は、全市計画と18の区がそれぞれ策定・推進している区計画があります。区計画は、第1期計画において、平成17年度からの5年計画（平成17年度～21年度）とした先行7区と、平成18年度からの5年計画とした後行11区（平成18年度～22年度）とに分かれて策定・推進しています。横浜市の全体計画では、第3期において、18区全てが同じ計画期間となるよう、第2期計画の計画期間は、先行7区については、6年計画とし、後行11区については、5年間としています。このため、後行区である都筑区は、5年計画（平成23年度～27年度）とするものです。

<区計画、市計画の計画期間>

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
区計画	7区	第1期計画期間(5年間)					第2期計画期間(6年間)						第3期計画		
	※1														
市計画	11区	第1期計画期間(5年間)					第2期計画期間(5年間)								
	※2														
市計画	第1期計画期間(5年間)					第2期計画期間(5年間)					第3期計画				

※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

## ● 連合町内会自治会エリアごとの行動計画（地区別計画）を策定します。

都筑区では、第1期計画から連合町内会自治会エリアごとの目標や取組内容を盛り込んだ行動計画（地区別計画）を策定しています。**地区別計画は、地域の特性に応じた生活課題にきめ細かく対応していくためのものです。**

また、地区別計画のエリアとしては、地域の課題解決を進めるための単位としては、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題もあります。都筑区は、地区連合町内会のエリアが歴史的な経過の中でつくり、生活に根付いていること、地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会のエリアで地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が結成されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、**地区別計画のエリアを連合町内会自治会エリアとしています。**

第1期計画では、連合町内会自治会エリアごとの地区別計画を策定したことにより、地域での課題共有や取組への動機づけとなり、地域住民が自らの地域の課題解決に向けた主体的な取組を進めることにつながりました。このため、**第2期計画においても、引き続き、連合町内会自治会エリア（15地区）ごとの地区別計画を策定します。**

## ● 都筑区社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との一体的な計画とします。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉の増進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、住民による地域福祉活動を支援するために、「地域福祉活動計画」を策定し、推進しています。行政が策定する地域福祉保健計画も社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画も、地域で福祉のまちづくりを推進するための計画です。

都筑区では、**第1期計画から、わかりやすく混乱が生じないように、計画策定プロセスを共有し一体的な計画として策定しています。第2期計画においても、引き続き一体的な計画とします。**

## ● 計画の推進体制は、第1期計画の体制を継続します。

「地域福祉保健計画」は、福祉、保健、医療など広範囲にわたるため、その推進にあたっては、さまざまな関係者の連携により推進していく必要があります。第1期計画では、**都筑区の保健、医療、福祉等の関係者で構成され、地域福祉保健サービスを円滑に実施するために総合的に協議する機関として「都筑区地域福祉保健計画推進委員会」を設置し、推進してきました。**

「都筑区地域福祉保健計画推進委員会」では、地域福祉保健活動100選の選定や「つづき あい基金」における活動助成の審査をはじめ、各年度の計画の進行状況などについて、地域を含めた幅広い関係者の意見を聞きながら、実施状況を的確に把握、点検し進めてきました。

**第2期計画においても、この体制を堅持し、計画の着実な実施を進めていきます。**





# 7 第2期計画の主な取組

第2期計画では、重点課題の解決に向けた「3つの方向性」に基づき、次の具体的な取組を進めていきます。

## 【取組の方向性1】 顔の見える地域づくりを進めます

### (1) 地域の基盤としての自治会町内会を中心とした地域づくり

自治会町内会は、それぞれの地域に起こる様々な課題を解決し、住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された団体で、地域に住む人なら誰でも加入できる地域の基盤となる住民組織です。「広報よこはま」の配布をはじめ、回覧等を通じた地域における情報の共有化や、いざという時に助け合える住民同士の「絆」を育むとともに地域コミュニティを醸成する役割を果たしてきています。都筑区では、転入者の増加などにより自治会町内会の加入率が低下しています。地域の基盤としての自治会町内会の加入率の低下は、身近な生活課題を解決するための担い手の不足や、未加入世帯へは情報が届きにくいなど地域コミュニティの構築にとって大きな課題となっています。また、災害時の助け合いや孤立化の防止など地域ぐるみでの課題解決にあたっては、要となる自治会町内会の役割がますます重要となっています。**第2期計画では、地域にとって最も身近な拠り所であり、基盤となる自治会町内会を中心とした地域づくりを進めていきます。**

#### ○ 自治会町内会への加入促進

都筑区では、自治会町内会未加入マンション住民への説明や転入者へのリーフレットの配布など自治会町内会加入促進のための取組を始めています。区民意識調査では、加入しない最も多い理由として「特に勧誘されていないから」という意見が約4割となっていることから、転入者や未加入者の加入の機会をより多くつくっていくことが必要となっています。また、地域でもPRや魅力ある組織づくり、身近な課題への解決能力の向上の必要性などについての意見もあがっています。**自治会町内会の活動の担い手が増え、自治会町内会を基盤とした地域のつながりづくりが進められるよう、地域と区役所など関係機関が協力して自治会町内会への加入促進の取組を進めていきます。**

自治会町内会加入促進のためのリーフレット



裏面では各自治会町内会の区域を紹介しています。

## ○ 自治会町内会を中心とした地域ぐるみの取組の促進

都筑区では、災害時における要援護者支援や孤立しがちな高齢者の見守り活動など自治会町内会を中心とした地域ぐるみの取組が行われている地域もあります。防犯や防災などの取組は、地域住民が必要性を共有しやすく、多くの住民が参加して地域ぐるみで取り組みやすいテーマです。こういった自治会町内会を中心とした地域ぐるみの取組を契機に、顔の見える関係づくりを進めていきます。

### (2) 地域の情報・課題を共有する仕組みづくり

地域課題に対して、地域住民や関係機関が協働で取り組み、解決を目指していくためには、地域という共通基盤の上で、課題を共有・共感することが大切です。そのためには、地域の様々な団体や立場の人が集まり、地域の情報や課題を共有し、解決のための方策を検討するための話し合いの場が必要となります。都筑区では、「地域懇談会」を地域の課題解決の話し合いの場として、継続して開催してきたことにより、「災害時における要援護者支援」、「孤立しがちな高齢者の見守り」などの具体的な取組に結びつき第1期計画での大きな成果となっています。第2期計画では、地域課題の解決に向けた地域での取組がさらに活発化するよう地域での情報・課題を共有する仕組みづくりを進めていきます。

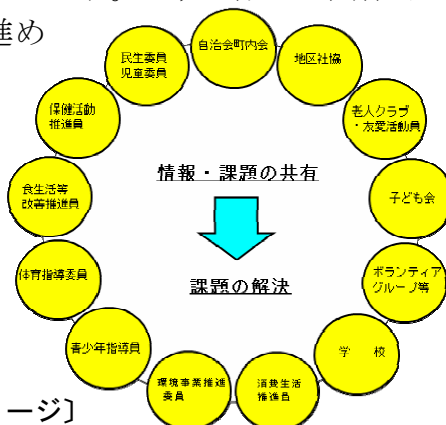
## ○ 地域の情報や課題を共有する場づくり

地域の様々な団体や立場の人が集まり、地域の情報や課題を共有し、解決のための方策を検討するための話し合いの場として「地域懇談会」を第1期計画に引き続き、各地域で開催します。

地域課題の解決への地域住民の意欲向上や継続的な取組を進めていくため、話し合いが幅広い地域住民の参加により行われ、具体的な取組へと結びついていこう、区役所の支援体制を強化するとともに、地域と区役所、区社協、地域ケアプラザが連携して取り組んでいきます。

## ○ 団体同士が横につながるネットワークづくり

自治会町内会や民生委員児童委員、地区社協、ボランティア団体など地域の様々な団体や立場の人が定期的に集まり話し合い、参加者や参加団体相互の活動状況や地域の情報や課題を共有し、連携した取組を進めるなど、地域の団体同士が横につながるネットワークが活発化した地域もあります。地域の様々な団体や立場の人が横につながり、相互理解と課題共有を進めることにより、新たな連携や相互の協力や助け合いが生まれています。今後は、地域の様々な団体が横につながって継続的な話し合いができるネットワークづくりを地域と区役所、区社協、地域ケアプラザが連携して進めていきます。



[様々な団体が横につながるイメージ]

## ○ 情報共有の仕組みづくり

地域の中で情報が共有されることにより、自治会町内会への加入や行事・活動への参加のきっかけになったり、必要な人へ情報が届いたり、課題が共有され、解決にもつながっていきます。情報共有のためのツールとしては、自治会町内会の回覧板や掲示板での情報提供が中心となっていますが、地域懇談会では、回覧板については、「自治会町内会未加入世帯には回覧されない。」、「情報量が多すぎる。」や「回覧に時間を要するためタイミングが難しい。」、また、掲示板については、「あまり活用されていない。」などの意見が上げられています。

一方、「自分たちの地域をもっと知ってもらい、自治会町内会への加入や活動の担い手を増やしたい。」という考えから、自治会町内会の仕組みや地域活動、ボランティア団体などの情報を紹介する「地域情報誌」を作成したり、ホームページを開設して情報提供を行う地域も増えてきています。

今後は、**地域情報誌の作成をはじめ、学校、商店、公共施設など地域の様々な資源やインターネット、パソコン・携帯電話のメール送信など様々な媒体を活用した地域での情報共有の仕組みづくりが必要となっています。**



各地域の情報を掲載した「地域情報誌」

## ○ 地域の活動や取組状況を共有する場づくり

第1期計画では、地域の活動・取組の状況を区民全体が共有し、活動・取組をさらに活発化していくための場として、活動発表会を開催してきました。

活動・取組を発表することにより、活動者の取組の振り返りとなるとともに、意欲向上や継続的な活動へと結びつき、活動の活発化につながっていきます。このため、**今後も引き続き、区民全体が共有する場として、活動発表会を開催していきます。**また、地域では、様々な団体がそれぞれ活動していますが、どんな活動をしているのかお互いによくわからないという状況があります。このため、**地域での活動・取組の状況を地域住民が共有できる場をつくっていきます。**

### (3) 身近な近隣での関係づくり

第1期計画において、災害時における要援護者支援や孤立しがちな高齢者の見守りの取組を実施している地域では、取組を通して、いわゆる「向こう三軒両隣」といった自治会町内会の班（組）程度の範囲での関係づくりの必要性が再認識され、

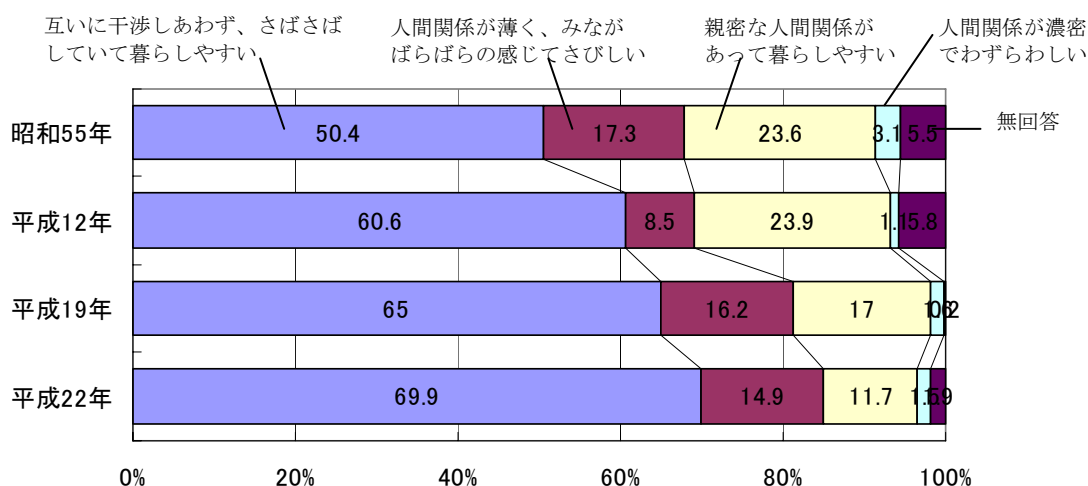
具体的な取組を始めた地域があります。転入者が多く、地域での関係性が希薄な都筑区では、負担感がなく、気軽にお互いが顔見知りになれるような取組が効果的と考えられるため、第2期計画では、より身近な近隣での関係に着目した取組を広げていきます。

### ○「向こう三軒両隣」といった近隣での関係づくり

地域では、様々な行事や活動が行われていますが、自治会町内会の役員や行事・活動の担い手が固定化してしまっていることなどから、地域の中での顔見知りの関係は限られた人同士になりがちです。行事や活動は、その準備や手間などの負担から、関わりを敬遠する人も見られます。また、最近では、程よい距離感の近隣関係を望む人も多くなってきています。

「向こう三軒両隣」の関係づくりを進めていくためには、負担感がなく、気軽にお互いが顔見知りになれるような取組が効果的です。このような取組の一つとして、隣人同士で、飲み物や食べ物をお互いに持ち寄り、気軽に交流する「隣人祭り」が、区内でも行われるようになってきています。今後は、このような近隣での関係づくりを進めていく取組を地域に広げていきます。

【隣近所との付き合い方に対する考え方】



平成22年度市民意識調査結果

「隣人祭り [La Fete des Voisins]」は、1999年フランス、パリの小さなアパートでおきた高齢者の孤立死をきっかけに、住民たちが建物の中庭に集まり、交流のための食事会を行ったことから始まりました。現在ではヨーロッパ29か国800万人が参加する市民運動となり、2008年には日本でも初めての「隣人祭り」が開催されています。隣人祭りでは、ご近所さんが集まってお茶や食事をします。「準備がたいへん」「人を大勢集めない」と、そんな心配をしないで、もっと気軽に集ってみようよという活動です。日本には「お花見」や「井戸端会議」など、昔からの隣人文化があります。そこに、お隣さんと程よい距離で、長くおつきあひする知恵がありました。そんな昔ながらの知恵をいまの暮らしにあったスタイルで見直そうというのが「隣人祭り」です。たとえば場所は、マンションの中庭や近所の公園、お寺の境内など、身近なオープンスペースで、人数が少なくても、途中から参加する人や帰る人がいても構わないスタイルです。



## ○ 交流拠点づくり

人と人とのつながりづくりを進める方策の一つとして「交流拠点」＝「居場所」があります。「交流拠点」は、地域に住む誰もが参加でき、主体的に関わることにより自分らしく過ごせる場所です。住民同士が知り合い、交流し、お互いが助け合えるような場を身近につくることは、支援が必要な人の存在や課題、ニーズに気づき、お互いに支えあう地域づくりにつながります。

都筑区においても、子育て交流サロンや高齢者のための会食会などが公共施設をはじめ、自治会町内会館など身近な近隣で行われています。

今後も、**地域や市民活動団体、区役所、区社協、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点「ポポラ」や地域活動ホーム「くさぶえ」、地区センターなど関係機関が連携し、交流拠点づくりを広げていきます。**

### (4) 多様な主体の連携・協働による地域づくり

地域には、自治会町内会をはじめ地域で活動する様々な団体や、学校、企業・事業者など多様な主体があります。地域の様々な課題を地域自らが解決していくためには、地域の多様な主体同士の連携・協働が不可欠です。都筑区では、地域での団体同士、地域と学校、地域と企業などが連携・協働した取組が活発に行われています。**第2期計画では、地域の多様な主体のさらなる連携・協働を図り、顔の見える地域づくりを進めていきます。**

## ○ 様々な団体の連携・協働促進とコーディネーターの養成

各団体の活性化を図り、幅広い参加を進めていくためには、地域の基盤となる自治会町内会をはじめ地域で活動する様々な団体同士の連携が重要となっています。自治会町内会や地区社協、子ども会、老人クラブ、市民活動団体など地域で活動する団体は、各団体の使命感や課題認識に基づき、団体の目的に沿った活動をそれぞれが行っていますが、団体によっては、担い手不足などにより、思ったような活動ができないという状況も起きています。こういった**団体同士が連携し、相互に補完することで、活動の活性化や担い手の充足、こどもから高齢者までの幅広い参加による異世代交流など、様々な効果につながっていきます。**

また、こうした団体同士の活動や団体をつなぐコーディネーターを地域の人材の中から養成していきます。

地域のコーディネーターとは、その地域に住んでいて、地域の情報に詳しく、地域の人達から信頼されている、いわば「相談役」、「調整役」、「つなぎ役」となっている人です。地域には、自治会町内会や地区社協の役員、民生委員児童委員など各種委嘱委員、ボランティア団体のリーダーなど、すでにコーディネート機能を発揮している人がいます。

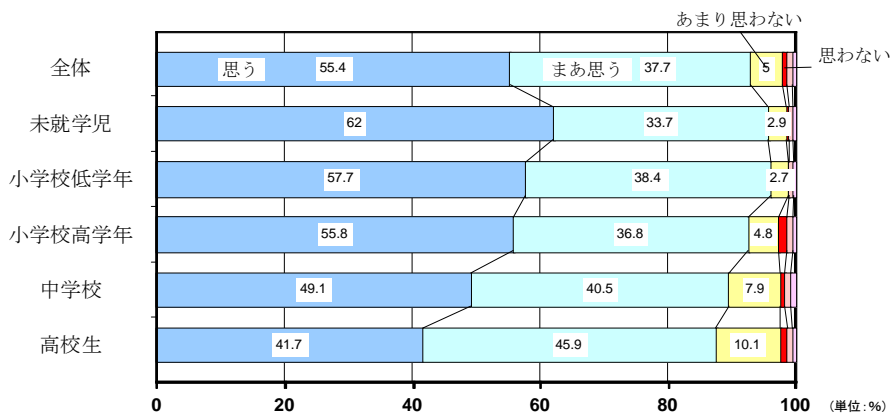


## ○ 学校・家庭・地域の連携・協働促進

学校は、様々な地域の支えを受けながら運営されています。都筑区では特にニュータウンの街づくりに併せて新規開校した小中学校が多く、地域とのコミュニケーションを構築する途上の学校もあり、地域との関係を深めていくことが必要になっています。また、平成 21 年度に実施した都筑区こども・子育て意識調査における保護者調査結果では、「こどもの健やかな成長や自立を促すためには、近所や地域の人との関わり合いが必要だと思う。」と回答した人は 9 割以上を占めており、特にこどもの年齢が低い人ほど地域の関わり合いの必要性を指摘する人が多くみられます。

都筑区では、音楽を通じた交流、コミュニティカレンダーの作成による情報の共有化、豆腐づくりや農業体験、登下校時の見守りや P T A、おやじの会の活動、地域と学校とが連携した児童虐待防止の取組など、これまでも学校・家庭・地域が連携した様々な取組が行われています。こどもたちが健やかに成長していけるよう、P T A やおやじの会、子ども会など保護者が主体となって実施している活動について支援するとともに、各中学校区に設置している「学校・家庭・地域連携事業実行委員会」の活動を活性化します。また、学校・家庭・地域の連携を一層緊密なものとし、自治会・町内会、民生委員児童委員、体育指導委員、保護司会、青少年指導員等や市民活動団体、企業など地域の力を結集して、こどもの育つ環境を整えるため、**地域からの学校支援を進めます。**

こどもの健やかな成長や自立を促すためには、近所や地域の人との関わりは必要か



## ○ 企業・事業者との連携・協働促進

区内には数多くの企業や大型商業施設が進出するとともに、鶴見川沿いには市内でも屈指の工業地帯が形成されるなど多彩な企業立地がなされています。区内ではこれまでも、小中学校での社員による出前講座、事業所を開放した地域との交流イベント、災害時における避難場所や救出救助機材の提供、コンビニエンスストアでの防犯活動や地域情報の提供、商店街の認知症啓発の取組など、企業や商店街による地域に根ざした幅広い社会貢献活動が活発に行われてきました。今後は、このような地域と企業・事業者が協働した取組がさらに区内に広がっていくよう地域、区役所、区社協が連携して働きかけていきます。

また、区民が多く集まる大型商業施設のイベントスペースや企業・事業者の持つノウハウを活用した健康づくりイベント等の実施、区民のボランティア活動への参加促進を図るための優待制度への協力など**区内の多彩な企業立地を生かし、企業・事業者と協働した事業を促進していきます。**

## (5) 健康づくり活動を通じた地域づくり

都筑区では、生活習慣病の予防や食育の推進という観点から、農業が盛んな都筑区の特徴を活かし、区内で生産される地場野菜を「都筑野菜」として活用する取組を進めてきました。「農産物直売所ガイドマップ」、「グルメガイド」によるPRや、「すいとんの会」など都筑野菜を使用した料理を通じての地域での交流会の開催などにより、「都筑野菜」を通じた健康づくりの取組が根付きつつあります。

また、保健活動推進員による「健康チェック」をはじめ、体育指導委員、青少年指導員を中心に地域の様々な団体の協力による「歩け歩け大会」、「運動会」、「スポーツフェスティバル」、「グラウンドゴルフ大会」等、緑道や公園など都筑区の緑豊かな環境を活かした健康づくりの取組が行われている地域もあります。



支え合える地域づくりには、区民一人ひとりが健康でいられることが大切です。そのために健康づくり活動が必要となりますが、健康管理や生活習慣病を改善していく意識と実践は個人だけでは達成しにくいものです。ウォーキング大会や体操教室の開催など、地域での健康づくりの取組が、一人ひとりの健康づくりのきっかけとなり、楽しく、長続きできることにつながります。誰もが楽しみながら身近な地域で健康づくりの取組を進めていくためには、地域での健康づくりの推進役として活動している保健活動推進員や食生活等改善推進員の活動を地域住民に知ってもらうことや、その役割を十分に発揮していくことが必要です。

このため、**地域、区役所、地域ケアプラザが連携し、保健活動推進員や食生活等改善推進員の活動を広くPRするとともに、研修の開催など人材育成を進めていきます。**

また、区内では、ウォーキングやウォークラリーを兼ねて、災害時の避難誘導訓練や危険箇所の把握などを行う工夫をしている地域もあります。**誰もが関心を持ち、楽しんで参加できる健康づくりをテーマとした取組を活用することにより、地域住民の健康づくりを進めるだけでなく、災害に強い地域づくりや住民相互の交流や関係づくりの場としていくことにもつながります。**

## 【取組の方向性 2】幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げます

### (1) ボランティア活動への参加促進と担い手の拡充

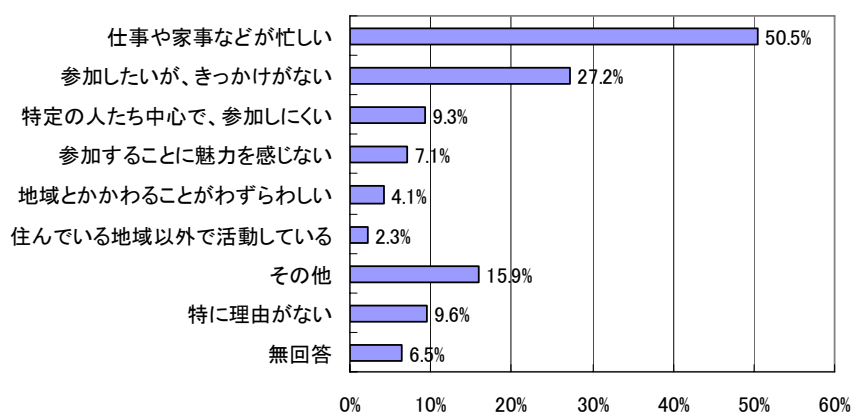
今後急速に進展していく少子高齢化により、庭の草刈、病院への付き添い等介護保険などの制度では対応できないボランティアに対するニーズが高まっていくと考えられます。また、地域では、自治会町内会活動をはじめ、高齢者への配食サービスや子育て支援などの活動者の不足や固定化、高齢化が課題となっています。このため、**区民、事業者、行政が一体となったボランティア風土づくりや地域での担い手の発掘、育成等を進め、地域の活動者や担い手の裾野を広げていきます。**

#### ○ ボランティア情報の提供とボランティア風土づくり

区民意識調査では、今後の社会貢献活動への参加意向が約3人に1人で、過去1年間の活動経験があった人に比べて、7ポイント高いという調査結果が出ています（⇒10頁参照）。潜在的には多くの人々が地域の活動の担い手となる可能性があります。また、活動をしていない人のうち約3割の人は、その理由として「きっかけがないため」としています。

〔過去1年間に社会貢献活動に参加していない理由〕

都筑区区民意識調査（H21）



都筑区では、地域の活動者や担い手の裾野を広げ、ボランティア風土づくりを進めるため、区民、地域、事業者、区役所、区社協、地域ケアプラザが協働により一体となって、平成22年度から「あいちゃんボランティア登録制度」を開始しました。これまでは、地域の活動やボランティアに関する情報が、区民にあまり知られていない状況がありましたが、この制度では、登録を区民に広く呼びかけ、登録者にボランティア参加のきっかけづくりの一つとして、地域の活動やボランティアに関する情報を提供することにより、ボランティアの活発化や新たな担い手を発掘・育成していくものです。**第2期計画では、「あいちゃんボランティア登録制度」をさらに推進し、区民のボランティア活動への意識や意欲向上を図り、ボランティア活動が活発に行われる風土づくりを進めていきます。**



「あいちゃんボランティア登録制度」では、あいちゃんボランティア登録者に、ボランティア講座や区内ボランティア活動に関する情報を提供することにより、ボランティア活動への勧奨や活動者のスキルアップを図ります。また、登録者に区内店舗での優待サービス利用ができる「あいちゃんボランティアカード」を交付し、登録促進や登録者の意欲向上を図るとともに、区全体でボランティアを応援する仕組みづくりを進めます。



あいちゃんボランティアカード

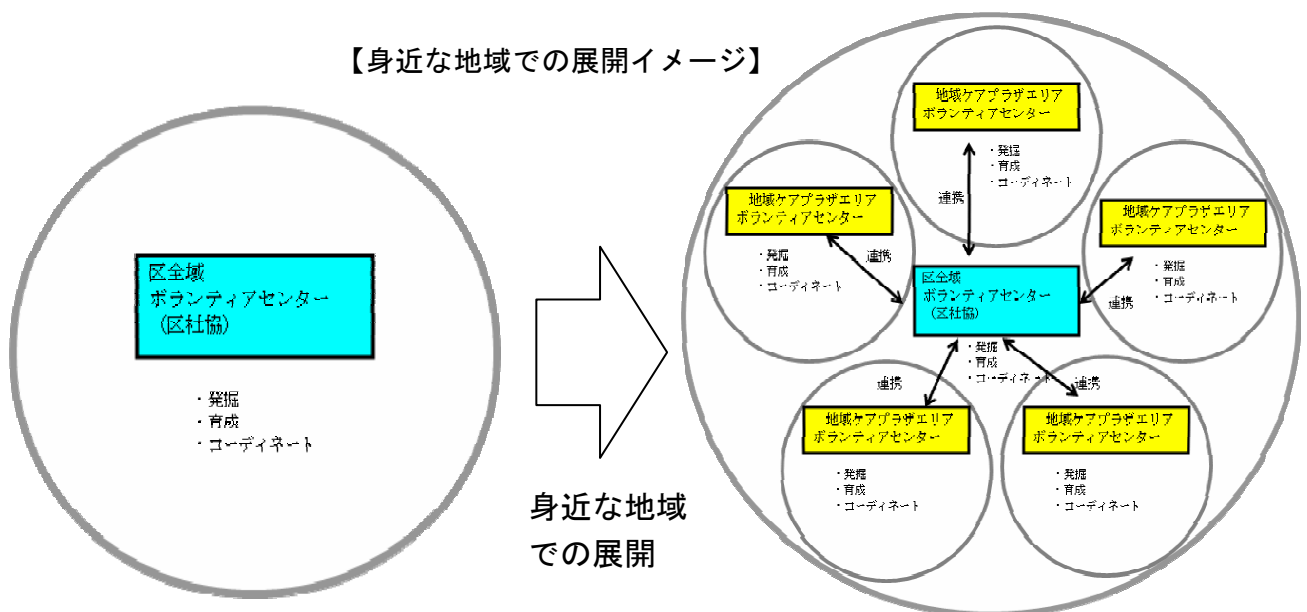
## ○ 福祉保健ボランティアの発掘・育成・コーディネート の身近な地域での展開

福祉保健ボランティアを障害者やひとり暮らし高齢者など支援が必要な人に結びつけるためのコーディネートについては、区社協が区全体を網羅するボランティアセンターとして担っていますが、福祉保健ニーズへの充足の件数（マッチング件数）が伸び悩んでいる状況となっています。これは、ボランティア登録者が少ないことなどにより、福祉保健ニーズが潜在化してしまっていると考えられます。

【ボランティア数】		H21年度		【マッチング件数】		H21年度	
団体登録数と登録者数	76団体:1,650人	依頼件数	122件	マッチング数	78件		
個人登録者数	305人						

福祉保健ニーズを顕在化し、よりきめ細かにニーズを充足していくためには、ボランティア登録者数を増やし活発化させていくとともに、区全体でのコーディネート機能だけでなく、より身近な地域でコーディネート機能を展開していくことが必要です。このため、**地域ケアプラザが区役所、区社協等と連携し、ボランティアの発掘・育成・コーディネート機能の強化を図り、より多くの福祉保健ニーズの充足が可能になる仕組みづくりを進めていきます。**

【身近な地域での展開イメージ】

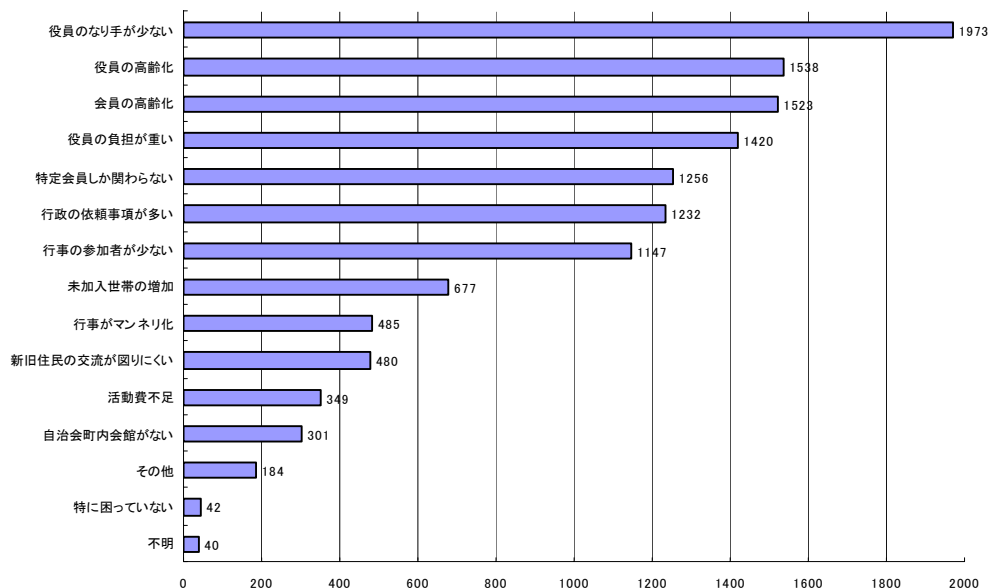


## ○ 自治会町内会をはじめとする地域活動団体の担い手の拡充

自治会町内会や地区社協など地域活動団体の活動においては、担い手の不足、固定化、高齢化が大きな課題となっています。横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書（H20）では、「役員のみなり手が少ない」、「役員の高齢化」、「役員の負担が重い」、「特定会員しか関わらない」が自治会町内会の運営上の課題として上位にあげられています。

横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書（H20）

〔自治会町内会の運営上の課題〕



各地域で開催している「地域懇談会」においても、都筑区のほとんどの地域で、同様の意見があげられています。一方、マンションなど集合住宅の住民からなる自治会町内会や新しく発足した自治会町内会などでは、役員は輪番制で任期1年というやり方を採用しているところが多く見られますが、「輪番制は、役員経験者が増えて自治会町内会活動への理解が進むが、慣れてきた頃に交替してしまい、経験やノウハウが蓄積されず、継続的な取組が難しい。」といった意見もあります。また、都筑区は、平均年齢も若く、他区に比べ若い世代が多い区です。地域懇談会でも、「自治会町内会活動などに、若い世代にもっと関わってほしい。」という意見が多く、多くの地域からあげられる一方、「若い世代は仕事や子育てで一杯で関わってもらうことは難しい。」といった意見もあります。

区内では、自治会町内会の会員の多くが役員になり、「経験者」＝「理解者」が増えるというメリットから輪番制を採用し、役員引継ぎ期間を長くとり、新旧の役員が重複して活動するなどの工夫や、平日や夜間の会議は行わないなど仕事や子育てなどに配慮して若い世代が参加しやすくする工夫により、継続的な運営を可能にしている自治会町内会もあります。この自治会町内会では、役員経験者が、自ら率先してお祭りやイベントなどの手伝いを行うなどの効果も現れています。

また、「負担が重い」ということも、担い手が増えていかない一つの原因となっています。1つの役職を3人体制にしたり、お祭りやイベントの準備は、前半・

後半に分けるなど、役割を分散化したり、お祭りやイベントの準備を外部に委託したり、自治会町内会の中で、役の簡素化について話し合いを行うなど役員の負担軽減の取組を行う自治会町内会も増えてきています。

**担い手を拡充していくためには、仕事や子育てなどに配慮した中で、若い世代の参加者を増やし、より多くの人担い手として関われる仕組みにより、経験者を増やし、負担を軽減していくことが必要と考えられます。**

## (2) 幅広い世代の参加と参加しやすくするための工夫

都筑区では、平均年齢も若く、地域からも若い世代の参加を期待する声が上がられています。地域の課題解決に向けた主体的取組を区全体に広げ、ボランティアニーズへ対応していくためには、誰もが担い手にも受け手にもなれるよう幅広い区民参加が必要です。このため、**若い世代をはじめ、定年退職を迎える世代や高齢者など幅広い世代の参加促進のための取組を進めていきます。**

### ○ 子育てを終える世代や定年退職を迎える世代の参加促進

新たな担い手として期待されている団塊の世代や若い世代も、仕事や子育てで忙しく、簡単には地域の担い手とはいかない状況があります。若い世代については、将来、抵抗感なく地域の活動に入っていきことができるよう、子どもを対象としたイベント等を通じて、早い時期から地域に馴染んでいくことも必要です。小・中学生の父親がつくる「おやじの会」など、子どもたちとふれあう体験学習を通じて地域との関わりをつくっている活動もあります。

また、小・中学生までは、子どもが参加することにより、その親世代の関わりもありますが、高校生以上になると、親世代の関わりが少なくなる傾向にあります。子育てが終了した後も地域との関わりを持てるようにしていくことが大切です。このため、**子育てを終える世代や定年退職を迎える世代など、趣味や自分らしい生き方に関心がある世代を対象に、地域活動やボランティア活動の紹介や参加体験が行えるような、参加のきっかけづくりを進めていきます。**

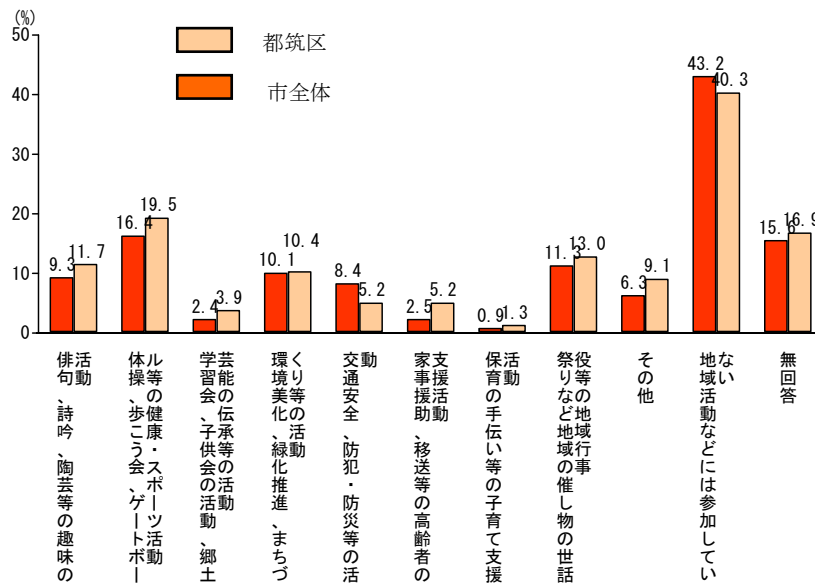
### ○ 高齢者の参加促進

高齢者の中には、自治会町内会、民生委員児童委員をはじめ各種委嘱委員など様々な場面で地域活動に携わったり、老人クラブの友愛活動の取組や、市民活動やボランティア活動など幅広く取り組んでいる人は少なくありません。一方、横浜市高齢者実態調査結果（H19）によると地域との関わりが薄い高齢者は約40%となっています。**高齢者自身が担い手の一員として、知識や経験を生かしつつ、いきいきと主体的に地域活動に参加できるよう、情報提供や参加のきっかけづくりを進めていきます。**



地域活動への参加状況（複数回答）

横浜市高齢者実態調査（H19）



○ 中学生・高校生の参加促進

こどもは、様々な人と出会ったり、多様な価値観にふれたりすることで、他者を尊重する態度や共に生きる姿勢を身につけていきます。こどもが健やかに成長し、自立心や社会性が育まれるよう、こどもの地域社会への参加を促進するとともに、地域が主体となって、多様な社会体験の場と機会を提供することが必要になっています。**地域と学校との連携により、お祭りなどの地域行事等に、中学生、高校生のボランティア参加を進めていきます。**

○ 参加しやすくするための様々な工夫

区内では、防災訓練の参加者を増やすために、子どもや多くの人が参加しやすいゲームやウォーキング大会を併せて開催している地域、犬の散歩を通じた通学児童の見守り活動を行っている地域など、参加促進に向けた様々な工夫が行われています。**行事や活動へ参加者を増やしていくためには、このように気軽に、誰でも、楽しく参加できるような工夫を取り入れていくことが大切です。**

(3) 活動・取組への資金面での支援

活動や取組を幅広い参加により、広げていくためには、資金面での支援が不可欠です。第1期計画では、地域の課題解決に向け自主的な取組に対する資金面での支援の仕組みとして、地域・企業・団体との協働で「つづき あい基金」を新たに設立するとともに、活用しやすくするための見直しを行ってきました。また、個別の事業への支援として、災害時における要援護者支援活動への助成制度「つづき そなえ」事業など、地域の自主的な取組への支援の仕組みづくりを進め、地域課題の解決に結びつけてきました。



今後も、「つづき あい基金」をはじめとする支援制度のPRや活用しやすくなる工夫を引き続き進めるとともに、さらに活動や取組が幅広い参加により活発化していくよう、区社協が運用する善意銀行の制度について積極的にPRし、寄付額を増加させることで自主的な活動の支援のための財源の確保を図っていきます。

また、区内では、寄付を募り自主的な活動に対して支援する仕組みを始めている地域もあります。このような取組をさらに広げていくことが必要となっています。

#### (4) 計画の周知・PR

幅広い区民参加を促進するためには、計画を周知・PRしていくことが必要です。マスコットキャラクター「つづき あい」を活用した区民まつりやPR月間でのキャンペーンや地域懇談会、地域福祉保健活動100選の刊行、計画発表会などを通じて、区民の間でも徐々に計画が浸透しつつあります。

これまでの取組として、地域福祉保健活動100選の刊行により地域の福祉保健活動を紹介してきましたが、活動者の意欲向上や活動の継続につながる一方、計画を推進する各地区の取組などをあまり紹介することができないことや発行部数が少ないことなどにより、計画推進に関する情報が地域に十分行き届かない状況となっています。

今後は、計画のPRをはじめ、計画を推進する各地区の取組状況等の情報を区内で共有できるようにするための情報紙を発行します。

また、情報紙については、区民に広く周知していく必要があることから、地域ケアプラザと区役所が連携し、情報が届きにくい自治会町内会未加入のマンション等集合住宅を中心に、自治会町内会への加入を働きかけるとともに、情報提供を進めていきます。



## 【取組の方向性3】必要な人に支援が届く仕組みづくりや取組を進めます

### (1) 必要な人へ情報や支援が届く仕組みづくり

家族機能が低下する中、家庭で子育てしている保護者やひとり暮らし高齢者、障害者など家族以外の社会的支援が必要な人が増えています。若い世代やひとり暮らし世帯など近所づきあいのほとんどない人も見られ、支援が必要な人がますます把握しにくくなってきています。また、このような人の中には、どのような相談を受けられるのかわからない人や困っていることをうまく表現できない人もいることから、**支援が必要な人の把握や、情報提供のあり方等について検討を行い、誰もが支援を受けられるような仕組みづくりを進めていきます。**

#### ○ 支援が必要な人の把握と情報や支援が届く仕組みづくり

地域では、様々な交流の催しが行われるとともに、地域ケアプラザにおいても相談や交流の機会が着実に増えてきています。支援を必要としている人がこのような場に参加すれば、様々な支援策につなげることも可能となります。しかし、このような場に参加しない人や自ら声を上げられない人など地域のつながりから抜け落ちている人をどのように把握すればいいのかが大きな課題となっています。

また、福祉保健に関する情報については、区役所や地域ケアプラザで情報を得ることができるほか、市や区のホームページや区社協の広報紙などにより情報発信していますが、支援が必要な人に的確に情報が行き届かない場合があります。障害者や高齢者など、その人に合った情報の届け方を工夫する必要があります。支援を必要とする人に的確に情報を届けるためには、多くの情報から必要な情報を選別したり、その人の特性をわかっている人から理解しやすいように伝えるなど、情報を届けることを仲立ちする機能や身近な場所で相談できる機能が有効と考えられます。

このため、**地域と区役所、区社協、地域ケアプラザが連携し、支援が必要な人を把握し、情報や支援が届けられる仕組みづくりを検討していきます。**

#### ○ 身近な地域の「ちょっとした」助け合いの仕組みづくり

都筑区では、今後急速に進む少子高齢化により、庭の草刈、病院への付き添いなど、介護保険などの制度では対応できないインフォーマルサービスへのニーズが高まっていくと考えられます。区内では、庭の草刈や病院への付き添い、話し相手など、ちょっとした困りごとに対するサービスを提供するボランティアグループが活動している地域もあります。今後は、**地域と区役所、区社協、地域ケアプラザが連携し、こうした身近な地域でできる「ちょっとした」助け合いの仕組みを各地域に広げていきます。**

## ○ 個人情報共有・活用への理解の働きかけと関係者間の情報の共有化

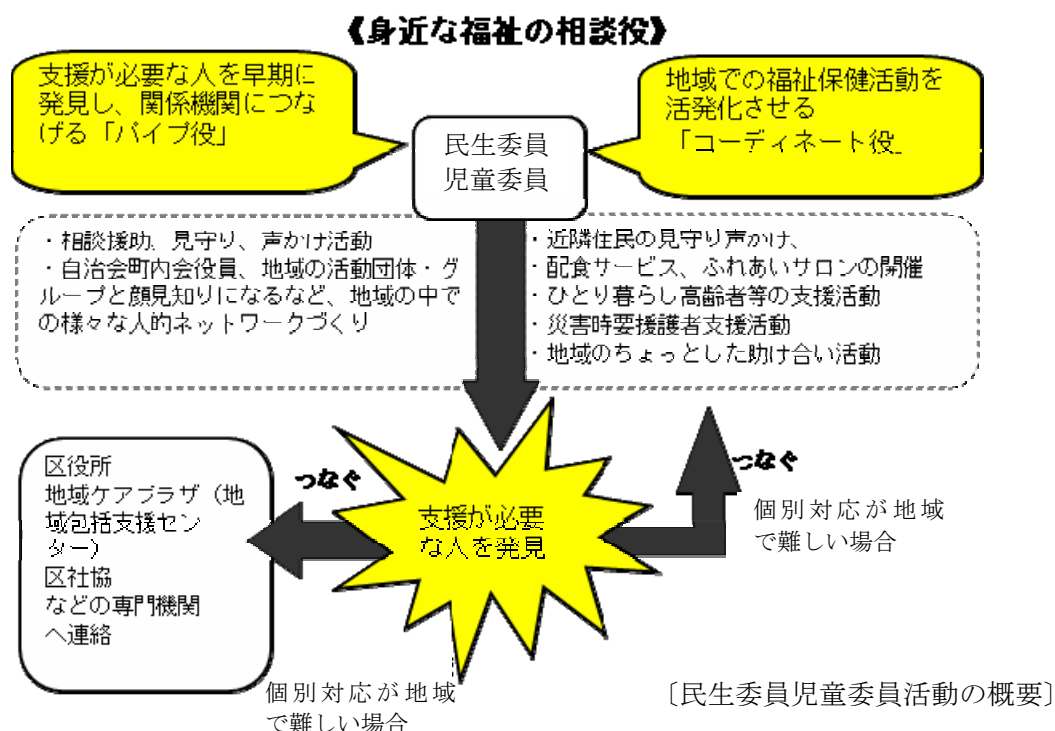
個人情報の取り扱いについては、守秘義務や個人情報の保護だけが強調されてしまっていることや本人同意がなければ情報提供できないことなどが、災害時なども含めた、日頃から支援が必要な人への取組などにおいて、民生委員児童委員をはじめとする地域関係者と区役所との情報共有を進める上で大きな課題となっています。活動にあたって個人情報の取り扱いが必要になるものについては、日頃からの顔の見える関係づくりの中で信頼関係が築かれ、地域の中で円滑な情報の共有・活用が行われることが重要です。活動者側には、対象者からの求めに丁寧に応じていくことの積み重ねから、個人情報保護への過剰反応が薄れ、情報の共有・活用の意義の理解が広まっていくよう、また、対象者側にも、支援を自ら遠ざけてしまうことにならないよう、個人情報の共有・活用の意義を理解し、自ら地域社会との接点を持つようとしてもらうよう働きかけていきます。

支援が必要な人の早期の発見や、災害時などを含め、日頃から支援が必要な人への取組を進めるため、公的サービスの利用申請時の機会を捉えて、同意のもとに地域関係者につなげていくことや、災害時の要援護者の把握における行政が保有する名簿の同意確認など、区役所をはじめとする公的機関と地域関係者による情報の共有化や連携強化を進めていきます。

### (2) 民生委員児童委員が活動しやすい環境づくり

民生委員児童委員は、「身近な福祉の相談役」として、支援が必要とされる人を早期に発見し、関係機関につなぐ「パイプ役」としての役割と、地域での福祉保健活動を活性化させるための「コーディネート役」としての役割を担っています。

支援が必要な人の把握や、誰もが支援を受けられるような仕組みづくりや取組を進める上で、民生委員児童委員の活動は非常に重要な役割を担っています。このため、区役所、区社協、地域ケアプラザが連携し、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりを進めていきます。



## ○ 広報・PRの充実

転入者の増加による新住民の割合が高いことなどにより、民生委員児童委員活動への理解が進まないことや活動があまり知られていないことなどから、**活動内容や地区担当者を、地域住民に広く知ってもらえるよう地域と民児協、区役所が連携し広報・PRを充実します。**

## ○ 民生委員児童委員と関係機関との情報共有化と連携強化

支援が必要な人の早期の発見や、災害時などを含め、日頃から支援が必要な人への取組を進めるため、公的サービスの利用申請時の機会を捉えて、同意のもとに民生委員児童委員につなげていくことや「つづき そなえ」事業における行政が保有する名簿の同意確認など、**民生委員児童委員と区役所、地域ケアプラザとによる情報共有化を進めていきます。**また、日常業務で民生委員児童委員との関係が深い区役所職員が、担当する地区の民児協定例会に参加し、研修や意見交換を行うことや地域ケアプラザ職員が地区民児協定例会に参加するなど**民児協と区役所、地域ケアプラザの連携強化を進めます。**

## ○ 地域ぐるみでの支援の取組

ひとり暮らし高齢者等の孤立死防止、災害時要援護者支援の取組など支援が必要な人の把握、見守りなどの取組にあたっては、**民生委員児童委員だけの活動ではなく、自治会町内会をはじめ地域ぐるみで支援が必要な人を支える体制づくりを進めていきます。**

## ○ 増員のための働きかけ

都筑区では、マンション等集合住宅の開発により、選出母体となる自治会町内会が結成されていないことなどにより民生委員児童委員活動への負担感が大きい地域があります。こういった地域について、**自治会町内会や地区民児協、区役所が連携し、マンション管理組合等へ選出を働きかけていきます。**

### (3) 必要な人への支援の主な取組

## ○ 災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」の全地区での展開



都筑区では、大規模地震などの災害時に、地域においてお互いに助け合い、要援護者（自力で避難することが困難な高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など）を支援できるよう、日ごろからの見守り活動や声かけを通じた近隣での顔の見える関係づくりを進めていくため、各地域ごとの実情に合った自主的な取組を支援する災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」を平成 20 年度から実施しています。

地域では、要援護者を把握するための名簿の作成や災害時の要援護者の支援体制づくりとしてのボランティアの募集・登録、要援護者の安否確認や避難支援を想定した防災訓練の実施など、地域ごとの実情にあった取組が行われています。



取組の中でも特に重要となる要援護者の把握については、把握のための登録カードを作成し、災害時に援護を希望する人の登録を募る手法が多く地域で採られています。この手法では、対象者が自治会町内会未加入者の場合に把握することが難しいことから、都筑区では、区役所が保有する要援護者名簿について、「つづき そなえ」事業を実施し、希望する地域への提供を平成 21 年度から始めています。区役所が提供した要援護者名簿の活用により、すでに把握した対象者に加え、これまで把握が難しかった新たな対象者が把握され、訪問活動等災害時の避難支援につなげた地域もあります。現在、「つづき そなえ」事業に取り組んでいる地域は、都筑区の連合町内会自治会エリア 15 地区のうち、9 地区で実施されています。**要援護者と地域の日ごろからの顔の見える関係づくりを進めていくためにも、区内の全ての地区へ取組を広げていきます。**

### ○ 孤立しがちな高齢者の見守り活動

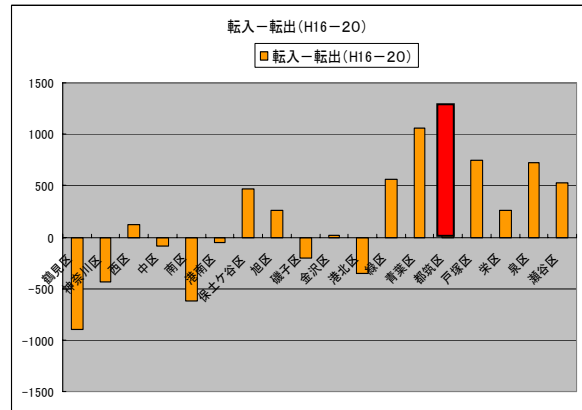
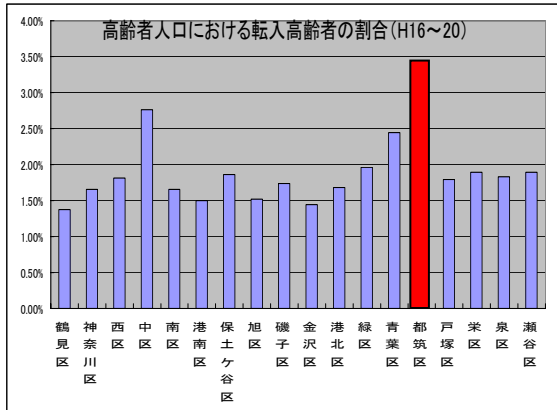
地域では、自治会町内会をはじめ、民生委員児童委員、保健活動推進員、友愛活動員等が連携し、配食サービスや昼食会、防災グッズの配布など孤立しがちな高齢者を見守る取組が地域ごとの実情に応じて行われています。

住民の高齢化が進むかちだ地区では、高齢者が自宅で倒れた状態で発見されたことを契機に、自治会町内会をはじめ、民生委員児童委員など様々な立場の住民が参加する「かちだ地区おもいやりネットワーク連絡会」を平成 20 年度に立ち上げました。地域の中で孤立しがちなひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯などに対する見守り、声かけなど、地域住民ぐるみで行えるような仕組みづくりを進めています。

ひとり暮らしの高齢者等が急に倒れた場合に備えた「緊急連絡先カード」の登録は、高齢者世帯だけでなく全戸に向けて登録を呼びかけています。また、困った時の相談先を記載した「あんしんカード」の作成、「夜間に電灯がついているか」、「新聞や郵便物がたまっていないか」、「洗濯物が干されていない・干したままになっていないか」などをさりげなく見守ることにより安否確認を行う「ライト運動」、閉じこもりがちにならないようするための「体操教室」、誰でも気軽に立ち寄れる居場所としての「サロン」の運営、ちょっとした助け合いをするための「ボランティア講座」の開催など、地域住民自身のアイデアと工夫を生かし、地域ぐるみで取り組むことにより、高齢者だけでなく住民全体の意識と安心感を高めることにつながっています。

このような取組については、様々な立場の地域住民が幅広く連携することで、効果を上げることができるため、**自治会町内会をはじめ地域ぐるみで取り組めるよう進めていくとともに、かちだ地区で培った経験を生かし、それぞれの地域の実情に根ざした見守り活動の取組を進めていきます。**

また、都筑区の人口増加は、転入者人口の増加が大きな要因となっていますが、65 歳以上人口における転入者（転入高齢者）の割合、転入超過数（平成 16 年～20 年の 5 年間）ともに、市内で最も高くなっています。

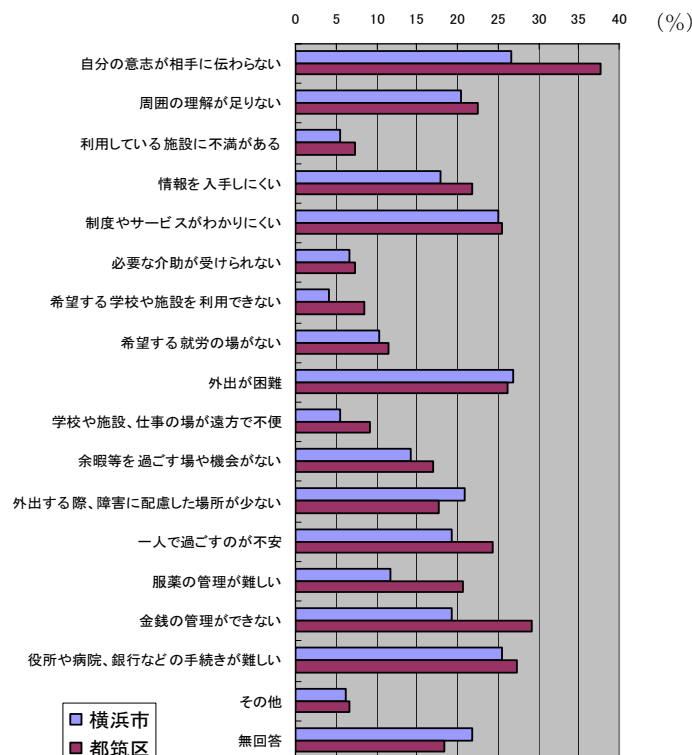


福祉保健センターや地域包括支援センターの窓口では、「親を呼び寄せたが、外出もせず閉じこもりがちで、楽しめる場所を教えてください。」「両親が高齢で心配なので、呼び寄せたいが、住宅事情が難しい。」など、いわゆる「呼び寄せ高齢者」に関する相談を受けることも多くなっています。特に高齢者の場合、転居による環境の変化に適応しづらく、閉じこもりや孤立した生活になりがちで、認知症や寝たきりになるリスクが高くなります。このため、**ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯だけでなく、孤立しがちな転入高齢者も対象とした見守りの取組を進めていきます。**

### ○ 障害児・者への支援

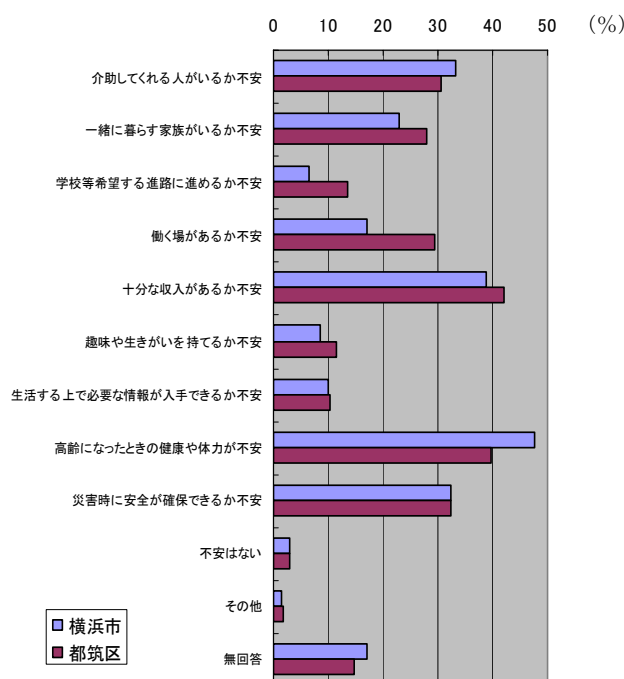
身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者ともに年々増加しています(⇒8頁参照)。平成20年度横浜市障害者プラン策定のためのアンケート調査結果では、「自分の意思が伝わらない」、「周囲の理解がない」と感じる人も多く、障害に対する理解を深めることが求められています。

生活している中で、どのようなことで困ることがありますか(複数回答)



区民一人ひとりが「障害」についての理解を深め、また、障害者自らの自立意識を喚起するため、「広報よこはま」などでの福祉団体の活動紹介、地域活動ホーム「くさぶえ」との連携によるパネル展の開催、福祉農園・区民まつりでのPR、区民・福祉団体職員等を対象とした講演会や研修会の開催など、啓発活動や支援ができる人材育成を図っていきます。

将来とくに不安を感じること(複数回答)



横浜市障害者プラン策定のためのアンケート調査結果 (H20)

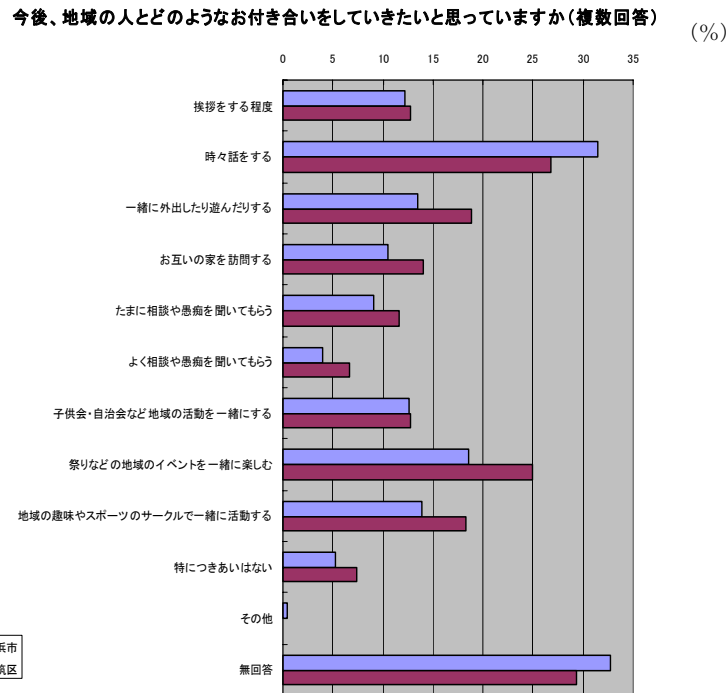
将来に対しては、「高齢になったときの健康や体力」、「十分な収入」、「働く場」とともに「介助してくれる人がいるか」や「一緒に暮らす家族がいるか」が不安と考える人も多く、障害当事者に日常的に寄り添い支援する人の存在が求められています。都筑区では、平成22年10月から障害者の日常生活を生涯にわたって見守っていく仕組みとして「後見的支援制度」<sup>※</sup>が始まりました。この後見的支援の仕組みを実効性あるものにしていけるよう区社協をはじめ関係機関が連携し、障害者が地域でより安心して暮らせるための体制づくりを進めていきます。併せて、障害児・者が余暇を過ごす場や機会づくりを支援していきます。

障害者の30%以上の方が「災害時の安全確保」が不安だと考えています。都筑区では、平成20年度から地域と障害者団体の協働による障害者の避難所体験訓練を実施しています。今後は、障害のある人や家族が、その住む地域の防災拠点の訓練に参加できるよう、マニュアルの整備などにより区内全防災拠点でのノウハウの共有化を進めていきます。

また、「災害時のためにも障害者の把握が必要である」ことを指摘する人がいる一方、「地域に障害を知られたくない」と考える人もいることから、障害者団体と地域の関係者とが意見交換できる場づくりを進めるなど障害のある人や家族が参加の意思を自ら発信できる環境づくりを進めていきます。

※「後見的支援制度」～民法上の成年後見制度のみではなく、支援を要する障害者の権利擁護の観点に立って、障害者の日常生活を見守るなど地域において安心した生活を送ることができると行う支援

地域との付き合いについては、「地域イベントを楽しむ」、「スポーツ等一緒に活動する」、「子ども会・自治会活動を一緒にする」等今後の交流の意向の割合が高いなど、地域との交流機会が障害者から求められています。都筑区では、障害のある人とその家族と地域住民との交流を促進するため、区民が広く障害者等と一緒に参加できる行事として、地域、障害者団体、区役所、区社協が連携協働し、「福祉農園」を開催してきました。今後は、**地域との交流機会をさらに広げていきます。**



横浜市障害者プラン策定のためのアンケート調査結果 (H20)

## ○ 児童虐待への対応

都筑区では、児童虐待防止の取組として、佐江戸加賀原地区で学校、地域連携モデル事業を実施し、地域の幼稚園、保育園、小中学校、民生委員児童委員等による事例検討を行いました。地域で親子を見守るために何ができるのか、こどもの日常生活を支えるために、保育園、小中学校ができることなどについて具体的な話し合いが行われ、さまざまな事例について検討を進めていくことで、参加者の理解も進み、安心感や信頼感をもって支援にあたることができるようになりました。

一方、横浜市北部児童相談所における児童虐待新規受付件数は、相談受付数が平成16年度以降増加しています。**児童虐待の未然防止と早期発見のため、今後も啓発に努め、養育等に課題を抱える家庭へのきめ細かな支援を進めるとともに、地域関係者や区役所、横浜市北部児童相談所、小中学校、幼稚園、保育園、警察、区医師会など関係機関とのより一層の連携強化や、児童虐待防止のための地域のネットワークの充実を進めます。**





# 第2期都筑区地域福祉保健計画における取組の3つの方向性と取組（施策体系）

基本理念

基本目標


都筑区の重点課題と取組の3つの方向性

方向性ごとの取組項目

## 人と人との **であい** ちたえあい わかちあい

**基本目標** ～7つの目標～

- 1 地域福祉保健活動を推進します。
- 2 人と人とのつながりを実感できる地域をつくりまします。
- 3 人と人・人と活動を結びつける人材を育成します。
- 4 健康な暮らしづくりをすすめます。
- 5 子ども・青少年の健やかな成長や自立を支援します。
- 6 高齢者・障害者が安心して、いきいきと暮らせるよう支援します。
- 7 区民、地域、団体、企業等と行政が協働で取り組む体制を充実します。



**取組の方向性1** **顔の見える地域づくりを進めます**

転入者の増加、近隣関係などの価値観の多様化、自治会町内会加入率の低下などにより、地域のつながりが希薄化しています。地域での「つながり」を大切に、地域住民をはじめ地域の様々な主体が、連携・協働し、地域課題の解決に取り組んでいけるよう顔の見える地域づくりを進めていきます。

**取組の方向性2** **幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げます**

今後の少子高齢化の進展により、ボランティアに対するニーズが高まる一方、活動や担い手が不足・固定化しています。地域の課題解決に向けた主体的な取組を区全体に広げていくとともに、ボランティアニーズへ対応していけるよう幅広い区民参加により、活動の輪を広げていきます。

**取組の方向性3** **必要な人に支援が届く仕組みづくりや取組を進めます**

家族機能が低下する中、家族以外の社会的支援が必要なる人が増加しています。近所づきあいのほとんどない人も見られ、支援が必要なる人がますます把握しにくくなっています。支援が必要なる人の把握や、誰もが支援を受けられるような仕組みづくりや取組を進めていきます。

○自治会町内会を中心とした地域づくり

- ・自治会町内会の加入促進
- ・自治会町内会を中心とした地域ぐるみの取組の促進

○地域の情報・課題を共有する仕組みづくり

- ・地域の情報や課題を共有する場づくり
- ・団体同士が横につながるネットワークづくり
- ・情報共有の仕組みづくり
- ・地域の活動や取組を共有する場づくり

○身近な近隣での関係づくり

- ・「向こう三軒両隣」といった身近な近隣での関係づくり
- ・交流拠点づくり

○多様な主体の連携・協働による地域づくり

- ・様々な団体の連携・協働促進とコーディネートターの養成
- ・学校・家庭・地域の連携・協働促進
- ・企業・事業者との連携・協働促進

○健康づくり活動を通じた地域づくり

○ボランティア活動への参加促進と担い手の拡充

- ・ボランティア情報の提供とボランティア風土づくり
- ・福祉保健ボランティアの発掘・育成・コーディネート
- ・身近な地域での充実
- ・自治会町内会をはじめとする地域活動団体の担い手の拡充

○幅広い区民参加と参加しやすくするための工夫

- ・子育てを終える世代や定年退職を迎える世代の参加促進
- ・高齢者の参加促進
- ・中学生・高校生
- ・参加しやすくなるための様々な工夫

○活動・取組への資金面での支援

○計画の周知・PR

○必要な人への情報や支援が届く仕組みづくり

- ・支援が必要な人の把握や支援が届く仕組みづくり
- ・身近な地域の「ちよつとした」助け合いの仕組みづくり
- ・個人情報共有・活用への理解の働きかけと関係者間の情報の共有化

○民生委員児童委員が活動しやすい環境づくり

- ・広報・PRの充実
- ・民生委員児童委員と関係機関との情報共有化と連携強化
- ・地域ぐるみでの支援の取組
- ・増員のための働きかけ

○必要な人への支援の主な取組

- ・災害時要援護者支援事業「つづきそなえ」の全地域での展開
- ・孤立しがちな高齢者の見守り活動
- ・障害児・者への支援
- ・児童虐待への対応



## 8 地区ごとの課題解決に向けた目標や取組を検討しています。 〈地区別計画策定状況〉

### ⑫ 渋沢地区

荇田東一～四丁目、荇田東町

◇人とのつながりづくりが難しい ◇集まれる場所がない ◇地域の情報を共有する場があると良い ◇どこに支援が必要な人がいるのかわからないなどの課題解決に向けて検討しています。

### ⑬ 茅ヶ崎南MGC地区

茅ヶ崎南四丁目の一部

◇転出入が多いため、顔の見える関係をつくりにくい ◇地域での様々な活動が知られていない ◇情報共有が難しい ◇支援が必要な人がどこにいるかわからないなどの課題解決に向けて検討しています。

### ⑪ 荇田南地区

荇田南一～三丁目、大丸

◇顔の見える関係づくりのためにも気軽に立ち寄れる場が必要 ◇活動の情報が行き届かない ◇参加者の固定化や担い手不足、要援護者支援事業の継続が必要 ◇子育てについて話し合う場がないなどの課題解決に向けて検討しています。



### ⑭ ふれあいの丘地区

葛が谷、高山、富士見が丘、見花山

◇転入者が多く、隣近所との交流が難しい ◇活動はたくさんあるが横のつながりが無い、どんなことをしているのかわからない ◇担い手が固定化・不足しているなどの課題解決に向けて検討しています。

### ⑮ 柚木荇田南地区

荇田南四・五丁目、荇田南町

◇転入者が増え、支援が必要な人がどこにいるのかわからない ◇地域で活動している人たちがどんなことをしているのかわからない ◇情報を得るのが難しいなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ④勝田茅ヶ崎地区

勝田町、勝田南一・二丁目、  
茅ヶ崎中央、茅ヶ崎町、  
茅ヶ崎東一～五丁目、  
茅ヶ崎南一～五丁目

◇転出入が多く新しい人との交流の場がない  
◇活動や行事への参加者や担い手の高齢化・固定化  
◇災害があった時の支援や助け合いの仕組みづくりなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ⑤かちだ地区

勝田町の一部

◇10人に4人が65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな方など支援が必要な人が多い  
◇地域の活動の参加者や担い手が固定化しているなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ⑥新栄早淵地区

新栄町、早淵一～三丁目

◇転出入が多いため、地域のつながりがつくりにくい  
◇子どもがいる世帯が多い、どこにどんな人があるかわからず、支援が必要な人に支援を届けるための仕組みづくりが必要ではないかななどの課題解決に向けて検討しています。

#### ⑦都田地区

大熊町、折本町、川向町、桜並木、長坂、  
仲町台一～五丁目、東方町、平台

◇地域のことに関心が低く、人とのつながりが希薄化している  
◇活動の参加者や担い手が固定化し、若い世代の参加が少ない  
◇要援護者の把握が難しいなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ⑧池辺地区

池辺町

◇転入者が増え、つながりづくりが難しい  
◇活動の参加者・担い手の固定化や、担い手の不足・高齢化  
◇乳幼児の親の居場所づくりが必要、支援が必要な人への支援体制の強化などの課題解決に向けて検討しています。

#### ⑨佐江戸加賀原地区

佐江戸町、加賀原一・二丁目

◇人とのつながりが希薄になっている  
◇担い手の育成や活躍できる場づくり  
◇地域での情報共有  
◇ちょっとした困りごとを相談できボランティアにつながる身近な拠点づくりなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ⑩川和地区

川和町、川和台、二の丸

◇転入者が増え、つながりが希薄になっている  
◇地域で活動している団体の横のつながりづくり  
◇活動の参加者・担い手が不足  
◇地域情報の伝え方  
◇子どもや高齢者への支援の強化などの課題解決に向けて検討しています。

#### ①東山田地区

東山田一～四丁目、東山田町

◇あいさつなど日頃からの関係づくりが必要  
◇活動の担い手や役員の固定化や不足  
◇子育て支援などの地域の活動が知られていない  
◇要援護者の把握が難しいなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ②山田地区

北山田一～七丁目、すみれが丘、  
南山田一～三丁目、南山田町

◇転入者が多く、地域とのつながりができにくい、転入者を中心に、親と子への支援が必要  
◇要援護者の把握が難しいなどの課題解決に向けて検討しています。

#### ③中川地区

あゆみが丘、牛久保一～三丁目、牛久保西一～  
四丁目、牛久保東一～三丁目、大棚町、大棚西、  
中川一～八丁目、中川中央一～二丁目

◇転入者が多く、地域の中でのつながりづくりが難しい  
◇様々な活動があるが情報を共有するネットワークがない  
◇地域活動の参加者・活動者の固定化や高齢化、担い手の不足、要援護者の把握が難しいなどの課題解決に向けて検討しています。

### 第2期都筑区地域福祉保健計画素案について

ご意見をお聞かせください。

- ・ 第2期計画の「取組の3つの方向性」や考え方について

.....

.....

.....

- ・ 第2期計画の主な取組について

.....

.....

.....

- ・ その他 自由意見

.....

.....

.....

どうもありがとうございました。



# 「第2期 都筑区地域福祉保健計画」素案について 皆様のご意見・ご提案をお寄せください。



この素案をお読みになって、ご意見やご提案などがありましたら、左下のハガキにご記入の上、お送りくださいますようお願いいたします。はがきの他、封書、ファクシミリ、Eメール（様式は問いません）でいただいても結構です。

個人情報適切に扱い、この「ご意見・ご提案募集」以外には使用しません。

いただきましたご意見等は、今後の計画策定や地域福祉保健計画推進のための施策に活かしてまいります。個々のご意見への回答はいたしません。後日とりまとめたものを都筑区地域福祉保健計画推進委員会へ報告するとともに、ホームページで公表いたします。



※ ご意見等は、平成23年1月25日(火)までにお寄せください。

※ 素案は、都筑区役所及び都筑区社会福祉協議会のホームページでご覧いただけます。

### ▽ 都筑区役所

<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/fukushi/jigyou/2kikeikaku.html>

### ▽ 都筑区社会福祉協議会

<http://www.tuzuki-shakyo.jp/>

【封書、ファクシミリ、Eメール等の送付先】

〒224-0032

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

横浜市都筑区役所福祉保健課事業企画係

Tel 045-948-2344

Fax 045-948-2354

Eメール tz-fukuho@city.yokohama.jp



料  
金  
受  
取  
人  
払  
郵  
便



差出有効期間  
平成23年  
3月31日まで  
(郵便切手不要)

郵便はがき

2 2 4 8 7 9 0

〈受取人〉

横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

横浜市都筑福祉保健センター  
福祉保健課 事業企画係行



氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_

年代 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代  
50歳代 60歳代 70歳代 80歳以上

